

カラズ又第五①ニ掲ケタル如ク其地ニ入り來ル者ノ居所例ヘハ
旅店等ノミヲ以テ旅人タリト認ム可ラス

千八百七十年六月六日ノ窮民救助管轄規則及ヒ千八百七十一年三
月八日ノ普國ニ窮民救助管轄規則ヲ施行スル布告ヲ參看ス可シ
社會黨ノ主義ニ因リ公安ヲ害スル恐レアル地方ニ於テハ政府ノ中
央官署ヨリ一年以下ノ期限ヲ限リ安寧秩序ヲ紊ルノ恐レアル者ニ
滞在ヲ禁スルコトヲ得(千八百七十八年十月二十一日ノ社會黨撲滅
規則第二十八條ノ第三ヲ參看スヘシ)此規則ニ背クモノハ千「マル
ク以下ノ罰金又ハ拘留又ハ六月以下ノ禁獄ニ處スヘシ(同法律第
二十八條ヲ見合スヘシ)

千八百七十六年七月二日ノ内務卿ヨリ發シタル疾病ニ懼リ勞力ヲ

爲スコト能ハサル貧窮民ノ救助ニ係ル表

千八百七十年六月六日ノ窮民救助管轄規則第三十條及ヒ千八百七
十一年三月八日ノ施行法第三十五條ニ因リ州會ノ意見ヲ聞キタル
後左ノ條件ヲ確定ス

第一 十四歳以上ノ疾病又ハ勞力ヲ爲スコト能ハサルカ爲メ貧窮ニ
陥リタル者ヲ救助スル費用ニシテ普國ノ一救助組合ヨリ他ノ救助
組合ニ償還スヘキモノハ一日ノ救助費トシテ

①千八百六十七年六月二十五日ノ法律(平時ニ軍人ヲ賄フ費用ニ
係ル法律)ノ附録①ニ掲ケタル三等ヨリ五等マテノ地方ニ於テ

ハ六十「フェニヒ」

②是ヨリ以上ノ等級ニ屬スル地方ニ於テハ八十「フェニヒ」ナリ

公安警察

トス

第二ニ掲ケタル費用及ヒ衣服料ハ別ニ計算スヘキモノニシテ以上ノ費用ニ含蓄セス

第二 第一ニ掲ケタル貧窮民ノ診察料及ヒ賄料ハ如何ナル地方ヲ問ハス(一窮民救助組合ヨリ他ノ救助組合ニ償還スヘキ費用)醫藥料ヲ合シ毎日二十「フエンニヒ」ナリトス但負傷又ハ重傷又ハ傳染病ニ因リ非常ノ費用ヲ要シタルハ別ニ之ヲ償還セシムルコトヲ得
第三 救助ヲ始メタル日ト之ヲ終リタル日トハ合算シテ一日トス可シ

第四 病院又ハ貧窮院内外ニ於テ救助ヲ爲シタルニ拘ハラズ等シク以上ノ表ヲ適用ズ可シ

第五 第一第二ニ含まサル費用ハ別ニ之ヲ計算スヘシ特ニ十三歳以下ノ者又ハ全ク勞力ヲ爲スコト能ハサルニ至ラサル者ノ救助費ハ別ニ定ム可シ

第六 此表ハ他日之ヲ改正スヘキモノニシテ本年九月一日ヨリ其效ヲ有スヘシ同日ヨリシテ千八百七十一年八月二十一日ノ表及ヒ千八百七十二年七月三日ノ布達ハ廢止タル可シ

千八百七十九年二月八日ノ改正ニ因レハ本年四月一日ヨリハ千八百七十八年八月三日ノ地方等級改正規則第二條ニ因リ千八百六十八年六月二十五日ノ規則ノ◎表ヲ廢シ第二號ノ等級ニ從フ可シ

千八百六十八年七月十一日ノ縣廳布達ニ因レハ村里長ニ於テ届出人ニ其團結内ニ住所ヲ給スル地ナキコトノ證書ヲ出シタルハ十五

「マルク」以下ノ罰金ニ處セラル可シ

千八百四十八年五月二十六日ノ縣廳布達ニ因レハ届出ヲ督責セサル村里長ハ三「マルク」以下ノ罰金ニ處セラル可シ

千八百七十五年十二月三十一日ノ警察布達

(醫者及ヒ穩婆ノ届出ノ義務)千八百五十年三月十一日ノ警察規則

第十一條第十二條ニ因リ「ポツダム」ヨ縣ノ爲メ左ノ條ヤヲ布達ス

第一條 縣内ニ於テ開業セントスル醫師齒醫師穩婆ハ其業ヲ始ル前

ニ住居セントスル郡醫ニ免許狀又ハ試驗證ヲ差出シテ届出且其人

ト爲リノ詳細書ヲ差出ス可シ

第二條 縣内ニ開業セントスル獸醫ハ住居セントスル郡獸醫ハ第一

條ノ届出ヲ爲ス可シ

第三條 住所ヲ轉シタル者ハ第一條第二條ニ掲ケタル者ヨリ十四日

内ニ其醫師ニ届出可シ

第四條 第一條ヨリ第三條マテニ掲ケタル規則ニ背キタル者ハ三十

「マルク」以下ノ罰金ニ處ス

千八百七十五年九月二十八日ノ獨逸徵收規則ニ(縣廳ノ補缺兵規

則第二十三條ノ十第二十四條ノ七)ヨリ千八百七十四年五月二日

ノ獨逸軍制第十三條ノ兵役適齡ノ者ノ氏名簿アル地ニ届出徵集ノ

爲メ出頭スヘキ義務ヲ更ニ定メタリ

補缺兵ハ其滞在地ヲ轉スルヲ得併カラ其旨ヲ後備中隊區ノ下士

ニ届出ヘシ又他ノ後備中隊區ニ轉スル者モ三日内ニ其下士ニ届出

ツヘシ(千八百七十五年九月二十八日ノ後備兵規則第七十九條ノ

ニヲ見合ス可シ)

徴集ノ爲メ出頭スヘキ地ニハ其期日ニ出頭スヘシ出頭セサルキハ其罰ニ處スヘシ(同規則同條ヲ見合ス可シ)

歸休ノ兵卒其滞在地ヲ轉スルキハ十四日內ニ其區ノ下士ニ届出ヘシ(千八百七十五年九月二十八日ノ監督規則第十條第五)

軍隊ノ處分ニ委子タル歸休兵卒ハ三年間ハ許可ヲ得サレハ滞在所ヲ轉スルコトヲ得ス(監督規則第七條八獨逸軍制第六十條第五)

歸休非職ノ軍人ニ對シ現役中ニ非サレハ六十マルク以下ノ罰金及ヒ八日以上ノ拘留ヨリハ他ノ懲戒ニ處スヘカラス但千八百七十四年六月二十日ノ獨逸軍律ヲ施行スル規則第三條ニ因リ禁錮ニ處スルハ此限ニ在ラス(千八百七十五年二月十五日ノ獨逸法律第六

條同監督規則第十四條ノ第一)

禁錮ノ罰ハ軍事官署ニテ執行シ拘留及ヒ罰金ハ行政官署ニ於テ執行ス(千八百七十五年二月十五日ノ獨逸法律第七條)

出入届ヲ怠リタル者ニ對スル罰ハ止タ歸休軍人ノ住居地ヲ轉シタルキニ科スヘキノミナラス又一中隊區以上ニ跨カル地方ニ於テ其住居ヲ轉シタルキモ亦其罰ニ處セラルヘシ(同監督規則第十條第五)

一連邦ノ國民ニシテ他ノ連邦ノ國民タラントスル者ニハ後來モ亦舊ノ國民權ヲ失フタル證書ヲ求ムルコトヲ得
他ノ連邦ニ植民タランコトヲ欲スル者其舊ノ國民權ヲ失ヒタルニ付彼來モ亦國民ヲ離ル、證書ヲ交付スルコトヲ得(千八百六十八年八

月五日ノ布達)

千八百四十二年四月一日ノ縣廳布達千八百十四年一月四日ノ布達ニ因レハ郷邑郡ノ地方警察官署ハ旅店集會所ノ持主ニ旅人ノ旅券ヲ差出サシメ其届ヲ爲サシムヘシ若シ其届ヲ怠リタルハ警察上ノ罰ニ處セラルヘシ(旅券ヲ有スルハニ限ル)其届ヲ怠リタルハノ罰ヲ増補センカ爲メ普國法律全書ノ第二編第八章第四百三十九條(旅店ノ持主ハ旅人ヲ郷邑ニ於テハ郷邑官村里ニ於テハ村里長ニ届出ヘシ)及ヒ千八百七十年十月二十三日ノ縣廳布達第十一條ニ因リ縣内ノ旅店集會所ノ持主ハ一泊スル旅人ノ旅券ヲ添ヘテ其夕刻郷邑ニ於テハ警察官署郡ニ於テハ地方警察官又ハ村里長ニ届出書ヲ差出スヘシ此規則ニ背キタル者ハ三マルク以下ノ罰金ニ處シ

再犯ノキハ二倍ノ罰金ニ處シ以テ旅店集會所ノ持主ヲシテ此規則ニ從ハシメ警察官署ハ之ニ背キタル者ヲ罰スヘシト定メタリ

旅人ノ届出ヲ爲スヘキ規則ハ其後法律ヲ以テ之ヲ廢セス則千八百六十七年十月十二日ノ獨逸旅券規則第十條及ヒ千八百六十七年十一月一日ノ自由轉居規則ハ第十二條ニ其明文アレハナリ

裁判判決ニ因リ其職ヲ免セラレタル僧侶ニシテ仍ホ其職ヲ求メントスル所屬ヲ爲ス者ハ國內警察官署ノ命令ニ因リ一地方内ノ滞在ヲ禁シ又ハ其地方ヨリ放逐スルヲ得

其所爲職務ニ係ルカ又ハ國內警察官署ノ命令ニ背キタルハ其本國ノ中央官署ノ命令ニ因リ國民權ヲ剝奪シタル上獨逸國ヨリ放逐スルヲ得(千八百七十四年五月四日ノ獨逸法律第一條ヲ見合ス

可シ)

獨逸國又ハ其一地方ヨリ放逐セラレタル者許可ナクシテ再ヒ歸來スルルハ拘留ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百六十一條第二)

又耶蘇組合又ハ之ニ類スル組合ニ屬スル者ノ外國人ト看做シテ獨逸内ヨリ放逐セラレタル者亦同シ(千八百七十二年七月四日ノ獨逸法律第二條)

千八百七十一年五月十五日ノ獨逸刑法第三十八條第三十九條ニ因レハ裁判判決ヲ以テ監視ニ付シタルルハ上等國內警察官署ハ監獄署ノ意見ヲ聞タル後五年以下ノ時間ヲ定メ犯人ヲ監視ニ付スル權ヲ得ルナリ監視ハ左ノ効力ヲ有セリ

一 上等國內警察官署ハ地方ヲ定メテ犯人ノ滞在ヲ禁スルコトヲ得

二 上等國內警察官署ハ外國人ヲ獨逸國ヨリ放逐スルコトヲ得

三 家宅搜索ノ時間ニ係ル制限ニ從フニ及ハス

監視ニ付セラレタル者其制限ニ從ハサルルハ拘留ニ處スヘシ(獨逸刑法第三十八條第三十九條第三百六十七條)

監視ノ處分ニ付テハ千八百七十一年四月十二日ノ内務省布達ヲ見合スヘシ

無籍乞丐或ハ無賴ノ徒ニ係ル罰則ハ獨逸刑法ニ在リ其第三百六十

一條ニ從ヘハ左ニ掲クル者ハ拘留ニ處セララルヘシ

三 無籍ノ徒ト爲リ流浪スル者

四 乞丐ヲ爲ス者子ヲ乞丐タラシムル者監督スヘキ義務ヲ有シ且家屬ノ乞丐ヲ止メサル者

- 五 賭奕醉狂放蕩ニ陥リ自己又ハ養育スヘキ義務アル者ノ活計ヲ立テス官署ノ助力ニ因リ他ヨリ救助ヲ受ケタル者
- 七 公ノ救助ヲ受ケ官署ヨリ命シタル相當ノ勞力ヲ拒ム者
- 八 舊來ノ居所ヲ失ヒ管轄官署ヨリ定メタル期限内ニ別ニ居所ヲ定メス且自己ノ盡力ヲ以テ之ヲ得ルヲ能ハサルノ證ヲ立テサル者

拘留ニ處スル際又其刑期滿期後國內警察官署ノ監督ニ付セラルヘキ宣告ヲ爲スコトヲ得其宣告ニ因リ國內警察官署ハ二年以内犯人ヲ勞力所ニ入ル、カ又ハ公益ニ使役スル權ヲ得ルナリ然レモ第三百六十一條第四ノ場合ニ於テハ犯人今ヨリ先キニ三年内ニ數度同一ノ裁判ヲ受クルガ又ハ他人ヲ恐喝シ若クハ兵器ヲ携帯シテ乞丐ヲ

爲シタル者ニ非サレハ警察官署ノ監督ニ付スルコトヲ得ス
 外國人ニ對シテ地方警察官署ノ監督ニ付スル裁判ヲ爲シタルハ勞力所ニ入ル、コナクシテ獨逸國ヨリ放逐スルコトヲ得(獨逸刑法第三百六十二條末項)

刑法第三百六十二條ニ定メタル刑期滿期後ニ懲治監ニ入ル、ヤ否ハ「ストラウスベリヒ」プレントラウ」及「ヒリユーベン」地方ノ國內貧窮民懲治場長ノ意見ヲ聞キタル後縣廳ニ於テ之ヲ定ム可シ
 乞丐ヲ爲ス幼者ニ對スル警察署ノ規則ハ獨逸刑法ニ因テ之ヲ廢シタル者トスヘシ

獨逸刑法第三百六十一條第四ニ因レハ乞丐ヲ拘留ニ處セントスレモ亦第五十六條ニ於テハ所犯ノ罪滿十二歲以上滿十八歲ニ至ラサ

ル者其所犯タルコヲ知ル能力ヲ有セサルハ之ヲ放免スヘシト定メタリ

其判決ニハ犯人ヲ家屬ノ監督ニ付スヘキヤ又ハ教育場若クハ懲治場ニ入ルヘキヤ否ヲ定ム可シ

然レモ第五十七條第三ニ因レハ所犯ノ其犯罪タルヲ知ル能力ヲ有シタル幼年ノ者ニ對シテハ其刑ノ最下ト最高ノ半トノ間ニ於テ刑期ヲ定ムヘシ故ニ拘留ノ最下ハ一日ニシテ最高ハ六週間ナルヲ以テ一日ト三週間トノ間ニ於テ其刑期ヲ定ムヘシ但違警罪ナルヲ以テ第五十七條第四ニ因リ別段輕キ者ハ止テ譴責ニ處スルヲ得可シ其他第六條ニ因レハ審問拘留ノ全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコヲ得

滿六歲以上滿十二歲ニ至ラサル犯人ニ對シテハ後見人裁判所ノ決定ニ因リ相當ノ家屬又ハ教育所若クハ懲治場ニ入レ後來ノ品行ヲ監督セシムルコヲ得(千八百七十八年三月十三日ノ法律第一條ヨリ第三條マテ)

家屋ニ放火スヘキコヲ恐嚇シテ乞丐ヲ爲ス者ハ獨逸刑法第二百四十條及ヒ其改正規則(千八百七十六年二月二十六日ノ獨逸法律)ニ因テ處分スヘシ此法律ニ因レハ腕力又ハ恐嚇ヲ以テ他人ニ爲ス可カラサルコヲ爲サシメ又ハ爲スヘキコヲ爲サシメス又ハ爲ス可カラサルコヲ爲スヲ止メサラシムル者ハ一年以下ノ禁獄又ハ六百マルク以下ノ罰金ニ處ス可シ

居所ヲ有セサル者ハ先ツ自ラ勤メテ居所ヲ有スルコトニ盡力スヘシ

則千八百六十九年八月十五日ノ縣廳布達ニ此事ヲ定メタリ
近來ノ實驗ニ因レハ昨年七月十一日ノ布達アルニ拘ハラヌ千八百
五十五年五月二十一日ノ増補規則第十一條ニ因リ地方警察官署ヨ
リ居所ヲ有セサル者ニ自ラ居所ヲ有スヘキヲ督責スルニ當リ住
所ヲ探索シタル證書數通ヲ差出シテ督責ヲ受ケタル法律上ノ責ヲ
免カレシムルノミナラス又昨年七月十一日ノ布達ハ誤解ヲ爲シ易
ケレハ左ノ條件ヲ確定スルヲ必要ナリトス

第一 千八百五十五年五月二十一日ノ増補規則十一條ニ因リ地
方警察官署ヨリ居所ヲ有セサル者ニ對シ爲スヘキ督責ニシテ其
效力ヲ有セシムルニハ其法律文ニ從ヒ期限ヲ定メテ居所ヲ求メ
シムルノ趣意ナリ且之ヲ得ルヲ能ハサルハ止タ村里長ノ證書

ヲ差出シ居所ヲ探索スルモ之ヲ得ルヲ能ハサル證ト爲シ以テ期
限内ニ居所ヲ求メサルノ罰ヲ免カル、モ本人ノ勝手タリト爲シ
其効力ヲ減ス可カラヌ

第二 昨年七月十一日ノ布達ニ於テ村里長ハ住居ヲ得ルヲ能ハサ
ルニ付テノ證書ヲ交付スヘカラスト定メタリト雖モ其趣意ハ村
里長ニ於テ居所ヲ有セサル者現ニ居所ヲ求ムルノ盡力ヲ爲シタ
ルヲ信用シタルモ仍ホ其證書ヲ交付スヘカラスト云フニ非
ス其證書ハ止タ村里長自カラ居所ヲ有セサル者ノ住居又ハ雇人
ト爲リ居所ヲ得ルヲ能ハサルヲ知りタルモ限リ之ヲ交付スヘ
シ本人止タ住居ヲ探索シタルモ決シテ之ニ因テ義務ヲ免カル、
モノニ非ス若シ其住居ヲ得ルヲ能ハサルハ別ニ居所ヲ得ルノ

盡力ヲ爲サルヘカラス其義務ヲ免カル、ニハ村里長ニ於テ其責任ヲ以テ本人ノ盡力シタルヲ證セサルヘカラス而シテ其證書ノ效ヲ有スルニハ本人住所ヲ求ムルカ又ハ雇人タラントスルモ孰レモ其目的ヲ達スルヲ能ハサルハニ限ル可シ

第三 村里長ノ證書ニ如何ナル效力ヲ有セシムヘキヤ又ハ其證書アルモ仍ホ審査ヲ遂クヘキヤ否ハ其都度同布達第十四條ニ因リ之ヲ裁定スヘキ官署ノ意見ニ任カスヘシ故ニ村里長特ニ地方警察官ハ以上ノ規則ヲ遵奉スヘキモノナリ若シ之ヲ遵奉セサルハ布達ノ效力ハナキモノト爲ルヲ以テ之ニ背キタル者ニ對シテハ嚴重ノ懲戒法ヲ以テ處分ス可シトス

州郡及ヒ地方ニ於テハ時々無籍ノ徒ノ調査ヲ爲シ外國人ニシテ其履歷ヲ證スルヲ能ハサル者ハ臨時警察署ニ留置スヘシ(千八百十七年十月九日ノ内務省布達)

公安秩序ヲ維持スル爲メ一地方ヨリ他ノ地方又ハ國境ヲ越エテ追放狀ニテ放逐スルヲ十分ナリトシタル者ハ之ヲ護送スヘシ
 軍人ニ非ラサル者ヲ護送スル手續ハ千八百十七年二月二十八日ノ縣布達ト千八百十六年九月十六日ノ内務省布達トヲ合シ千八百十七年八月十八日ノ縣布達ト千八百十七年七月二十三日ノ内務省説明トヲ合シ千八百十八年十月三十一日ノ縣布達ト千八百十八年十月三日ノ内務省ノ指令トヲ合シタルモノニ見エタリ
 國庫ニテ負擔スヘキ運送費ハ「ブ」ラ「ン」デ「ン」ブル「ヒ」州ノ爲メ千八百七十五年二月二十三日ニ規則ヲ發シテ左ノ如ク定メタリ

古來ノ實驗及ヒ調査ノ結果ニ從ヘハ舊來「ブランデンブリヒ」州ニ
 行ハル、運送費表ハ今日ノ情態ニ適セサルモノトス故ニ運送費ヲ
 定メタル諸規則乃チ千八百六十七年二月七日ノ布達「ランズベルヒ
 ①②」ニ在ル國內窮民所ニ乞丐及ヒ無籍ノ者ヲ引渡ス費用ニ係ル布
 達千八百四十二年十月十一日ノ「クールマルク」ニ在ル國內窮民掛
 ノ布達及ヒ千八百六十三年八月二十六日ノ布達ノ「クールマルク」ニ
 在ル國內窮民所ニ乞丐無籍ノ徒及ヒ無籍ノ者ヲ引渡ス費用ニ係ル
 箇條ハ廢止タルヘシ捕縛人ヲ護送スル爲メ政府ニテ負擔スヘキ費
 用ハ左ノ規則ニ從フ可シ

一 賄料立替金額ヲ證明セサルモ現ニ賄ニ費用シタルモノハ一人ニ
 付一日五十「フェンニヒ」以下ヲ給ス可シ

其定額内ニ於テ別ニ費用ヲ給スヘキヤ否ハ警察官署ノ意見ニ因
 リ其地ノ物價ノ高低ニ因テ之ヲ定ム可シ

二 拘留手續料ハ一人ニ付キ一日十五「フェンニヒ」トス

三 拘留所ノ薪炭料トシテハ左ニ掲クル者ヲ給ス可シ

イ 一人ニ付キ別ニ薪炭ヲ費シタルキハ其費用ヲ證明セサルモ警
 察官署ノ意見ニ因リ其地ノ薪炭ノ價ヲ參考シテ一日四十「フ
 エンニヒ」トス

ロ 二人以上ヲ一室ニ入レタルキハ其薪炭料ハ一人ニ付キ一日二
 十五「フェンニヒ」トス

四 護送手数料

イ 歩行ニテ護送スルキ

① 通行一「キロメートル」毎二十四「フエンニヒ」以下トス

② 伯林郷ニ於テハ常ニ場合ニ因テハ伯林内ト雖モ警察官署ノ

意見ニ因リ簡短ニ理由ヲ付シタル精算書ヲ差出シタルハ

一「キロメートル」毎二十「フエンニヒ」以下トス

路程ノ計算ハ最近ノ道ニ因テ爲シ一「キロメートル」ニ滿タサ

ルモノハ一「キロメートル」トスヘシ最少數ノ用ハ五「キロメ

ートル」ニ下ル可カラス

口馬車鐵道ニ因テ護送スルハ但四等往復又ハ三等往復切手ノ護

送人ノ汽車賃ヲ取立テス

③ 通常一日ニ「マルク」五十「フエンニヒ」トス

④ 伯林郷及ヒ「イ」ノ「⑤」ニ掲ケタル場合ニ於テハ一日ニ「マルク

トス

護送人ノ馬車賃ハ「イ」ノ「⑥」又ハ「ロ」ニ掲ケタル金額ヲ越ユ

可カラス

歩行及ヒ汽車賃又ハ馬車及ヒ汽車賃ハ四「ロ」又ハ「⑦」ニ掲ケ

タル金額ニ從ヒニ「マルク」五十「フエンニヒ」又ハ三「マルク」トス

途中ニ於テ歩行ヲ止メ馬車ヲ備ヒタルハ護送人ハ四「イ」⑧、

又ハ「⑨」ノ費用ヲ受クヘシ但護送ヲ始メタル路程ニ從フ可シ

五馬車借用賃

捕縛人ヲ護送スル爲メ馬車ヲ借ルニハ之レカ爲メ發シタル規

則ニ從ヒ其約束ヲ以テ借ル可シ

實驗ニ因リ屢々護送ヲ爲スヘキ郷ノ警察官署ハ毎年馬車持主ト

契約シテ其價ヲ定メ置ク可シ

其契約ヲ爲スニハ入札ヲ以テ最低ノ者ヲ傭フヘシ然レモ警察官署ニ於テ隨意ニ馬車ヲ撰フコトヲ得此場合ニ於テハ成ルヘク一匹立ノ馬車ヲ傭フヘシト雖モ若シ之ヲ傭フコト能ハサルトキハ二匹ノ馬車ヲ傭フコトヲ得若シ契約ヲ以テ馬車ヲ傭フコト能ハサルキハ其都度其地ノ常價ヲ以テ之ヲ傭フコトヲ得

契約ヲ以テ之ヲ傭フトモ又ハ時々之ヲ傭フトモ又ハ馬車會社ニ付テ傭フトモ又ハ一己人ノ馬車ヲ傭フトモ

一匹立ノ馬車ニ付キ一「キロメートル」毎ニ三十三「フエンニヒ」ヲ越ユ可カラスニ匹立ノ馬車ニ付キテハ一「キロメートル」毎ニ五十五「フエンニヒ」ヲ越ユ可カラス

其路程ハ最近ノ路ヲ撰フヘシ一「キロメートル」ニ滿タサルモノハ一「キロメートル」ニ算入シ且最少數ノ費用ハ五「キロメートル」ニ下タル可カラス

地方ニ於テ場合ニ因リ其定額ヲ當分越ユヘキハ現ニ増シタル額ハ之ヲ給スヘシ然レモ其都度郡長ノ許可狀ヲ得テ護送費用書ニ添フ可シ

又ハ其増額ヲ給スル手數ヲ省ク爲メ三週間内ニ之ヲ拂フヘキ出納局ニ差出スヘシ郡ノ管轄ヲ受ケサル邑ニ於テハ其警察官署ヨリ縣廳ニ以上ノ許可ヲ乞フ可シ

伯林ノ警察本署ハ自カラ其許可ヲ爲スコトヲ得

警察官署ハ定額以下ノ費用ヲ以テ馬車ヲ傭入ル、コトヲ得レハ契

約ヲ爲ス并精々安直ナル價ヲ以テ之ヲ借ルヘシ又警察官署ハ其費用書ニ契約シタル費用ナルカ又ハ臨時備ヒタル費用ナルカヲ記ス可シ

二匹立馬車費ハ契約シタルモノニ非サレハ一匹立ノ馬車ヲ備フ
一能サルノ證書ヲ付スルニ非サレハ之ヲ給セス

此規則ノ施行ハ縣廳ニ委托ス

鐵道ニテ犯罪人及ヒ無籍ノ徒ヲ護送スル手續ニ付テハ千八百五十九年十二月十二日及ヒ千八百六十二年一月十日及ヒ千八百七十二年十一月十六日ニ布達ヲ發シタリ

捕縛セラレタル者ヲ監督スルカ又ハ之ヲ護送スル者捕縛セラレタル者ノ逃亡ヲ覺ラサルカ又ハ逃亡セシムル者ハ三年以下ノ禁獄ニ

處ス可シ

過誤ニ因リ逃亡セシメタル者ハ三月以下ノ禁獄又ハ三百「マルク」以下ノ罰金ニ處スヘシ(獨逸刑法ヲ見合ス可シ)

所有權保護警察

規則ニ從ヒ四週間ノ効力アル警察官署ノ證書ヲ以テ馬ヲ販賣スル權ヲ證明セサル者ヨリ馬ヲ買得タル者ハ五「タートル」ノ罰金又ハ八日ノ禁獄ニ處シ其馬ヲ取押フヘシ（千八百四十三年二月十三日ノ布告

第四條）

警察官ノアラサル村里ニ於テハ村里長ヨリ其證書ヲ交付スヘシ（千八百四十五年四月三日ノ縣廳布達）

毎年地方警察官署ヨリ公告シタル期日前十四日內ニ邸内及ヒ庭園ノ樹木ノ化蝶蟲巢ヲ取除カサル者ハ其費用ヲ以テ之ヲ除カシムルノミナラス二十「タートル」以下ノ罰金又ハ十四日以下ノ拘留ニ處スヘシ（千八百七十二一年一月廿五日ノ縣廳布達及ヒ獨逸刑法第三百六十八

條第二

又郡長ハ毎年郡内ニ其期日ヲ定メ之ヲ公布スヘシ(千八百五十五年十月十九日ノ縣廳布達)

蟲ヲ啄ハム鳥ヲ捕フルコニ付キ千八百六十七年十月二日ニ縣廳ヨリ其布達ヲ發シタリ

近來ノ實驗ニ因レハ千八百六十年四月廿四日ノ警察規則ヲ以テ蟲ヲ驅除スルニ必用ナル鳥ヲ捕ヘ又ハ之ヲ殺スコヲ防キ能ハス此規則ヲ發シタル後モ亦舊來ノ如ク市場ニ此類ノ鳥ヲ販賣シ又田畠山林ノ繁植ニ缺クヘカラサル鳥類ノ現ニ減スルコヲ實見ス故ニ縣廳ハ千八百五十年三月十一日ノ警察規則第五條第六條第十二條ニ因リ左ノ條々ヲ布達シ千八百六十年四月廿四日ノ警察規則ヲ廢止スルヲ必用ナリ

トス

第一條 左ニ掲クル鳥ハ之ヲ殺シ又ハ捕フルコヲ禁ス

ブラウケルヘン青咽ロートケルヘン赤咽ナフチガールガラスマニケー、ロートシユワンツ赤尾スターインシユメツエル、ウイーゼンシユメチユル、バフステルチユ、ピール、ツアウレキヨーニヒ、ヒロール、ゴルドヘン金鷄マイゼ、アンメル、ヒンキ、ヘンフリング山雀スベルリング雀ツアイレヒ、スチーグリツツ、バムロヘル「一名クレーベル」ウイデホップシエラルベ燕タグシユラーヌスタール、ドーレ、サートクレー、ラーケ「一名マンデルクレー」フリーゲンシユ子ツペエル、ウエルゲル、シツクク、スペヒトウエンデハルス、ブサルド「一名モイゼハルク」ライレ梟「ウー」ヲ除ク

所有權保護警察

第二條 又第一條ニ掲ケタル鳥ノ卵雛ヲ採リ又ハ其巢ヲ毀ツコトヲ禁
ス其鳥ヲ捕フル仕掛特ニ鳥網、ワナ、機弓、鳥籠、竊枝ヲ設クルコトヲ禁
ス

第三條 前二條ニ背ク者ハ「ターレル」以上十「ターレル」以下ノ罰金
又ハ相當ノ禁獄ニ處スヘシ

第四條 千八百六十八年一月一日ヨリハ第一條ニ掲ケタル鳥類ヲ市
場ニ於テ販賣スルコトヲ禁ス之ニ背キタル者ハ千八百四十五年二月
十七日ノ營業規則第百八十七條ニ因リ二十「ターレル」以下ノ罰金
又ハ相當ノ禁獄ニ處スヘシ

千八百七十八年六月四日ニ以上ノ布達ヲ増補シタリ
千八百七十五年六月二十九日ノ州規則第七十六條及ヒ千八百五十

年三月十一日ノ警察規則第六條第十二條ニ因リ州輔佐官ノ許可ヲ
得テ左ノ條々ヲ布達ス

第一條 千八百六十七年十月二日ノ「ポツタム」縣廳ノ布達及ヒ本年
四月八日ノ「フランクフルト」[Ⓐ][Ⓑ]縣廳ノ布達第一條第二條ニ於テ
「サートケレイ」^{鳥ノ名}ヲ殺シ又ハ之ヲ捕ヘ又ハ其卵、雛ヲ捕ヘ又其巢
ヲ毀ツコトヲ禁シタル者ハ其鳥ニ因テ耕作ノ害ヲ爲ス地方ニ限リ郡
長ヨリ一時其効力ヲ停止スルコトヲ得

第二條 郡長ヨリ効力ヲ停止スル期限ヲ定メ其地方ニ州布達ヲ公布
スル方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ但シ一年ヲ越ユヘカラス

第三條 本年四月廿六日及ヒ五月十六日ニ州輔佐官ノ承諾ヲ得スシ
テ「レンチエン」^郷及ヒ「アルトフリードランド」^里ヲ限リ第一條ノ効

カヲ停止シタル布達ハ千八百七十九年四月一日マテハ其効ヲ有ス可シ

大ナル松ノ蟲ヲ強テ滅亡セシムルニ付キ千八百六十三年二月三日ニ縣廳ヨリ左ノ布達ヲ發シタリ

千八百三十七年十二月十二日ノ布達(大ナル松ノ蟲ヲ滅亡減少セシムル處分)及ヒ千八百五十年三月十一日ノ警察規則第十一條ニ因リ縣内ニ左ノ條々ヲ布達セリ

第一條 松林及ヒ松樹ノ所有者ハ松ノ蟲ノ爲メ培養ヲ害スルノ恐レアルキハ之ヲ滅亡スヘシ其滅亡法ハ蟲ヲ集取り之ヲ搗殺スニ在リ

第二條 郡長ハ公告紙ヲ以テ一郡又ハ其一部ニ於テ松ノ蟲ヲ滅亡セシムヘキヲ及ヒ其蟲ヲ集取テ之ヲ搗殺ス方法期日ヲ公告スヘシ郡

長ハ關係アル松林及ヒ松樹所有者ニ命令ヲ爲サシメ及ヒ滅亡法ヲ監督セシムル爲メ村里長ヲ指揮スルヲ得其所有者ハ村里長ノ命令ニ從フ可シ

第三條 第一條ノ義務ヲ盡サス且郡長又ハ村里長ヨリ命シタル期日ニ松ノ蟲ヲ滅亡セサル所有者ハ十「ターレル」以下ノ罰金ニ處シ且其費用ヲ以テ強テ松ノ蟲ヲ滅亡セシムヘシ

○官署ノ命令又ハ家主ノ許可ナクシテ部屋又ハ器物ノ鑰ヲ作り又ハ其鎖ヲ開ク錠鍵師又ハ家主又ハ其代理人ノ許可ナクシテ門戸ノ鑰ヲ作ル錠鍵師又ハ警察官署ノ許可ナクシテ合鑰又ハ夜番ノ鑰ヲ渡シタル錠鍵師ハ百「マルク」以下ノ罰金又ハ四週間以下ノ拘留ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百九十六條第一)

○安直ナル飲食物又ハ少量ノ飲食物ヲ直チニ消費セシ爲メ竊取シタル者ハ百五十「マルク」以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス可シ

尊屬ヨリ卑屬又ハ配偶者一方ヨリ他ノ一方ノ飲食物ヲ竊取シタル
 其ハ其罪ヲ論セス但本人ノ告訴アルモハ受理スヘシ（獨逸刑法第三百七十條第五）

司令長官ノ書面ヲ以テ許可スルコトナク馬具又ハ兵器ヲ販賣抵當ス
 ル陸海軍下士兵卒ハ百五十「マルク」以下ノ罰金又ハ拘留ニ處スヘシ（獨逸刑法第三百七十條第三）

大砲隊ノ演習ニ於テ已ニ用ヒタル管又ハ射的ノ彈丸ヲ竊取シタル者ハ一年以下ノ禁獄又ハ九百「マルク」以下ノ罰金ニ處スヘシ（獨逸刑法第二百九十一條）

權利ナクシテ（但許可ヲ得タル坑業場ヲ設クルコトナク）政府ノ所有ニ歸スルカ又ハ許可ヲ要スル礦物ヲ竊取スル者ハ五十ターレル以下ノ罰金又ハ拘留ニ處スヘシ

其未遂犯共犯及ヒ其贓物ヲ隱匿スル者又ハ其所犯ヲ補助シタル者ハ同一ノ刑ニ處スヘシ（千八百五十六年三月廿六日ノ法律第二條又過誤ヲ以テ抗ノ經界ヲ越エテ他人ノ地境ニ侵入スル者モ亦同シ

（同法律第三條）

官印ヲ捺セサルカ又ハ不正ノ度量衡ヲ用ヒタル營業者又ハ度量衡警察規則ニ背キタル營業者ハ百「マルク」以下ノ罰金又ハ四週間以下ノ拘留ニ處スヘシ又其度量衡ヲ沒收スルコトヲ得（獨逸刑法第三百六十九條第二）

度量衡ニ係ル規則ハ千八百六十八年八月十七日ノ獨逸度量衡規則
千八百六十九年七月十六日ノ度量衡検査規則千八百七十一年五月
六日ノ布達乃チ千八百七十一年五月六日ノ増補規則第二ニ就テ見
ル可シ

販賣ニ供スル度量衡ハ規則ニ定メタル官印ヲ捺スヘシ(千八百六
十八年八月十七日ノ度量衡規則第十章)

千八百七十一年五月廿五日ニ縣廳ヨリ左ノ度量衡ニ係ル左ノ布達
ヲ發シタリ

千八百六十八年八月十七日ノ獨逸度量衡規則第二十一條ニ從ヘハ
千八百七十二一年一月一日ヨリ(此期日前ト雖モ新度量衡ヲ使用ス
ルハ勝手タリ)其規則ノ効力ヲ有スヘシ故ニ此日ヨリ(同規則第十

條ヲ見合スヘシ)販賣ノ用ニ供スルハ必ス此規則ノ官印ヲ捺スル
度量衡ヲ用フヘシ舊度量衡ヲ使用シタル者ハ(此規則ヲ施行スル
規則ニ於テ特ニ舊度量衡ヲ用フルコトヲ許シタル者ハ格別ナリトス)
千八百七十二一年一月一日以後ハ獨逸刑法第三百六十九條第二ノ刑
ニ處セララル可シ

故ニ人民ノ便利ヲ圖リ及ヒ損害ヲ防カン爲メ其他度量衡ニ係ル規
則ヲ參酌シテ度量衡改正ノ大體又ハ當時用フル度量衡及ヒ物價ヲ
新規則ニ因テ估計スルコトヲ必用ナリトス因テ千八百六十九年七月
十二日及ヒ千八百七十年一月三日ノ布達ニ從ヒ新舊度量衡ノ最モ
著シキ比較表ヲ人民ニ示スコト左ノ如シ

度

舊來ノ度ハ廢止タルヘシ新度ハ左ノ如シ

長キ尺度ハ十「メートル」五「メートル」ニ「メートル」及ヒ一「メートル」ノモノトス短ナル尺度ハ一「メートル」及ヒ半「メートル」ノモノトス「ルーラ、フース、ツヨル、リニエン、及ヒエルレ」ノ名稱ハ之ヲ廢止ス

新尺度ハ「メートル」又ハ「スターブ」トス

十「メートル」ハ一「デカメートル」又ハ一「ケツテ」、ニ等シ

一「メートル」ハ十「デチメートル」百「センチメートル」千「ミルリメートル」ニ等シ

舊來ノ尺度ニ因レハ一「メートル」ハ三「ブース」ニ四分ノ一「ツオル」又ハ二半「エルレン」、ニ等シ「ルーデ」、ハ三ト四分ノ三ノ「メートル」ニ等シク一「フース」、ハ三十一ト十分ノ四「センチメートル」ニ等シ

ク一「エルレ」ハ六十六ト十分ノ七「センチメートル」又ハ三分ノ二ノ「メートル」ニ等シ

量流動物ニ用フ

舊來ノ量ハ之ヲ廢止ス新量ハ左ノ如シ

二十、十、五、二、及ヒ一「リール」又ハ「カン子ン」ト爲シ半、四分ノ一、八分ノ一、十六分ノ一、三十二分ノ一「リール」圓形ノ量ト爲シ十分ノ二、十分ノ一、二十分ノ一、五十分ノ一、零二、零一、零「ユンマ」更ニ五、零「コンマ」零二「リール」氷柱形トス

量ノ畧字ニハ(L)字ヲ用フヘシ

検査ヲ受クヘキモノハ葡萄酒樽ニシテ其實ハ「リール」ニ從フ可シ

「クワルト」ナル名稱ハ之ヲ廢シ「リール」ト稱ス可シ
 一「リール」ニ立方「デシメートル」ノ水ニシテ百分ニ分チタル寒暖計ノ四度ノ温度ヲ有スルモノニ等シク一「キログラム」又ハ二「フン」ト「重サ」ヲ有スヘシ一「リール」ハ零「マンマ」八七三又ハ率子八分ノ「クワルト」ニ等シク十「リール」ハ八ト四分ノ三「クワルト」ニ等シ

舊來ノ「クワルト」ハ一ト七分ノ二「リール」ニ等シ

舊來ノ大量ト「リール」トノ比較ハ左ノ如シ百「リール」又ハ一「ヘクトリール」ハ二四分ノ三「クワルト」ニ等シク一半「アイメル」又ハ三「アンケル」ヨリハ少ナク

一「アンケル」ハ三十四「コンマ」三五「リール」ニ等シク一「アイメル」

ハ六十八「マンマ」七零「リール」ニ等シク

量「乾物」ニ用フ

舊來ノ乾物量ハ之ヲ廢ス新量ハ左ノ如シ

一「ヘクトリール」又ハ一「フハツス」ハ百「リール」ニ等シク半「ヘクトリール」又ハ一「セツフェル」ハ五十「リール」ニ等シク四分ノ一「ヘクトリール」又ハ半「セツフェル」二十、十、五、二、一「リール」半、四分ノ一、八分ノ一、十六分ノ一「リール」圓形十分ノ二、十分ノ一、二十分ノ一、零「コンマ」二、零「コンマ」一、零「コンマ」零五「リール」

一「テル」氷柱形トス但礦製ノ量ナリトス
 三大「フハス」ノ畧字ハ一「H」零「コンマ」零五「H」又ハ半「H」及ヒ四分ノ一「H」其他ハ「L」ナリトス舊來ノ「フヒール」及ヒ「メツチエ」

ナル稱ハ消滅セリ

「セツフェル」ナル稱ハ仍ホ存セリ

新「セツフェル」ハ五十「リール」ニ等シク舊來ノ「セツフェル」ヨリ
ハ一ト半「メツチエ」小ナリ「メツチエ」ノ代リニ「リール」ヲ用フヘ
シ

一「リール」ハ十分ノ三「メツチエ」ニ等シク五「リール」ハ一ト
半「メツチエ」ニ等シク一「メツチエ」ハ三ト十分ノ四「リール」ニ等
シク一「ヒール」ハ三ト十分ノ六「リール」ニ等シ

薪炭量

「ハウヘン」クラフテルン、トン子シ」等ノ稱ハ消滅シタリ炭類又ハ石
炭槽等ノ販賣ハ半、一、二ヘクトリール」ヲ容ルヘキ升ノ形ノ量ヲ

用フ可シ

木屑ノ販賣ハ立方「メートル」ノ量ヲ以テ爲ス一、二、四、立方「メー
ル」面ノ箍ヲ以テ量リ第三ノ面ニハ別ノ「メートル」尺ヲ用フ土炭ノ
販賣ニハ二、四、立方「メートル」ヲ入ルヘキ「クムテン」ヲ以テ量ルヘ
シ其量ヲ三、六、立方「メートル」ヲ入ルヘキ量ニ爲スニハ其上ニ板
ヲ敷クヘシ舊來ノ一「クラフテル」ハ百八立方「フース」及ヒ三半立方
「メートル」ニ同シ一「トン子シ」ハ二五分ノ一「ヘクトリール」ニ等
シク一「クムト」ハ四四分ノ一立方「メートル」ニ同シ

錘

錘ハ舊來「ツオルヂヒト」ト稱シテ用ヒタリシ者ナリ止タ錘ノ小割
ヲ變シタリ後來ハ左ノ錘ヲ用フ可シ

所有權保護警察

一「キログラム」ハ「フント」及ヒ「チカラム」ニ等シク零「コンマ」五「キログラム」ハ「フント」及ヒ五百「グラム」ニ等シ

錘ノ五十分一則十「カラム」又ハ「デカグラム」ハ新「ロート」ナリトス一「グラム」ハ十「デテグラム」及ヒ百「センチグラム」千「ミルリグラム」ニ等シ故ニ千八百七十年二月廿三日ノ獨逸度量衡検査委員ノ布達ニ因リ千八百七十二年一月一日ヨリ獨逸内ニ於テ後來用フヘカラサル秤ハ左ノ如シ

一 千八百五十六年五月十七日ノ法律ニ因リ千八百五十八年七月一日ヨリ普魯西國內ニ使用シタル秤ニシテ從來用フヘカラサル者ハ左ノ如シ

①四分ノ一「チント子ル」ニ「フント」四分ノ一「フント」ニ「フント」

「フント」十「ロート」ニ「ロート」ニ「ロート」一「ロート」五「グエンチユン」ニ「クエンチユン」一「クエンチユン」五「チエント」ニ「チエント」一「チエント」五「マルン」ニ「マルン」一「マルン」②秤ノ一組又ハ其一

部

二 然レモ左ノ要件ニ適スルキハ營業上ニ用フルコトヲ得

一「チエント子ル」百「フント」及ヒ五十「キログラム」ニ等シク零「コンマ」五又ハ半「チエント子ル」ハ五十「フント」ニ等シク二十「フント」ハ十「キログラム」ニ等シク十「フント」ハ五「キログラム」ニ等シク五「フント」ハ二半「キログラム」ニ等シク一「フント」ハ一「キログラム」ニ等シク一「フント」ハ零「コンマ」五「キログラム」及ヒ五百「グラム」ニ等シク零「コンマ」五又ハ半「フント」零「コンマ」ニ「フント」ハ

所有權保護警察

百「グラム」及ヒ十新「ロート」ニ等シク零「コンマ」「フンド」「ハ三」「ロ
ート」及ヒ五十「グラム」及ヒ五新「ロート」ニ等シク零「コンマ」「三」「ロ
ート」「ハ三」「クエンチエン」及ヒ五「グラム」及ヒ零「コンマ」「五新」「ロ
ート」ニ等シク三「チエント」「ハ五」「デチグラム」ニ等シク三「コルン」「ハ
五」「チエンチグラム」ニ等シ

三 新ニ製スヘキ秤ハ二十及ヒ二「キログラム」「二百」「二十」「十」「一」
「グラム」「一」「一」「デチグラム」「二」「一」「チエンチグラム」「五」「一」「一」「ミルリ
グラム」「トス

其秤ノ略字ハ(KGDCH)トス新「ロート」ニハ(HL)ノ字ヲ用
フルコヲ得

四 第二ニ掲ケタル秤ハ左ノ要件ニ適フヘシ

① 其秤ハ新秤ニ必用ナル精巧ノ物タルヘシ(千八百六十九年十
二月六日ニ宰相ヨリ布達ヲ發シ營業上舊來ノ度量衡ヲ用フ得
ヘキ者ヲ定メタリ)

② 「チユント子ル」、半、半「チユント子ル」ハ舊來ノ秤ヲ用フヘシ
又五十(K)五十lbヲ記スルコヲ得

③ 二十、十、二、一、フンド「ニハ十K、五K、一K、零」コンマ「五Kナル
新略字ヲ用フルコヲ得舊來ノlbハ其儘存スヘシ

④ 五、半、lbハ止タ五「フンド」半「フンド」ト記スヘシ

⑤ 零「コンマ」「一ヨリ」「三マルン」ニ至ルマテノ秤ハ舊來ノ不分明ナ
ル略字ヲ廢シテ「グラム」ノ略字ヲ用フヘシ然レモ新「ロート」ニ
ハ十NL五NL零「コンマ」五NLノ略字ヲ用フルコヲ得

五 第二ニ掲ケタル秤ニシテ以上ノ要件ニ適ヒタル者ハ他日改正
スルマテハ普魯西國內ニ於テ仍ホ之ヲ使用スルコトヲ得然レモ獨
逸國內ニ通用セシムルニハ千八百七十二年一月一日前ニ検査ヲ
受ケ獨逸官印ヲ捺スヘシ其期日後ハ其手數ヲ爲サス
千八百六十九年七月十六日ノ獨逸度量衡検査規則ニ於テ衡ノ量
重錘ヲ定メタレハ一切ノ衡ヲ検査掛ニ差出シ検査ノ上其最重標
ヲ記センコトヲ欲ス

臺秤トシテハ當時「フヒチエル」氏及ヒ「ヒシツケルト」氏製作ノ物
ノミニ限り之ヲ用フルコトヲ許スヘシ
佛蘭西ノ臺秤ハ之ヲ用フルコトヲ禁ス

伯林ニ在ル政府ノ印刷局ニテ出版シタル新舊度量衡ヲ比較シテ

物價表ヲ記シタル物ハ甚々簡略ニシテ實際上大ニ便利ナルヲ以
テ諸人之ヲ購求スヘキコトヲ諭達ス其表ハ五十枚ニ付キ半「グロ
ーセン」一枚ニ付キ「グローセン」ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得
千八百七十八年一月八日ニ縣廳ヨリ度量衡ノ略字ヲ布達シタ
リ

「メートル」製ノ度量衡ヲ實施シタリ以來其全文ヲ用フル外ニ略
字ヲ用フルヲ必要ナリトス

其略字ハ郡内ノ鑒定委員ニテ之ヲ定メ連邦委員局ノ決議ヲ經テ
一般ニ行ハル、ヘシ

故ニ左ニ掲クル略字ヲ公告シ以後官署ニ差出スヘキ願書等ニハ
之ヲ用フヘキノミナラス又實際ニ於テモ普ク之ヲ用フルコトヲ希

所有權保護警察

望ス

度量衡略字表

①度「キロメートル」ハ(KM)ト「メートル」ハ(M)ト「チェンチメートル」ハ(CM)ト「ミリメートル」ハ(MM)ト記スヘシ

②平面度平面「キロメートル」ハ(QKM)ト「ヘクリール」ハ(HA)ト「アール」ハ(A)ト平面「メートル」ハ(QM)ト平面「チェンチメートル」ハ(QCM)ト平面「ミリメートル」ハ(QMM)ト記ス可シ

③立方度立方「メートル」ハ(CBM)ト「ヘクトリール」ハ(HL)ト「トリール」ハ(L)ト立方「チェンチメートル」ハ(CM)ト立方「ミリメートル」ハ(CMM)ト記ス可シ

④錘「トン子」ハ(I)ト「キログラム」ハ(KG)ト「グラム」ハ(G)ト「ミ

ルリグラム」ハ(MG)ト記スヘシ

一「アベチエ」ノ下ニハ「ポイント」ヲ記スヘカラス

二「アベチエ」ハ數字ノ最後ニ記スヘシ其一ノ十分一位以上ノ「コンマ」前ニ記スヘカラス例ヘハ五「コンマ」三七(M)ト記スヘシ五(M)三七及ヒ五(M)三七(C)(M)ト記ス可カラサルカ如シ

三 一位ト一ノ十分ノ一位トハ「コンマ」ヲ以テ分割スヘシト雖モ「ポイント」ヲ用フヘカラス其他度量衡ノ數字ニハ「コンマ」ヲ用フヘカラス特ニ各位ヲ分ツ爲メニ用フヘカラス各位ヲ分ツニハ「コンマ」ヨリ初メ三位毎ニ少シク餘地ヲ設ケ數字ヲ記スヘシ

礦業ニ用フル「フース」ヲ「メートル」ニ換フルコトニ付テ
ハ千八百七十一年五月廿四日ニ「ハルレ」ノ上等礦山局ヨリ布達

所有權保護警察

ヲ發シタリ

精巧ナル度量衡ヲ用フヘキ細則ハ千八百七十二年一月十九日ノ
縣廳布達ニ掲ケタリ樽ヲ以テ販賣スル葡萄酒ハ千八百六十八年
八月十七日ノ度量衡規則第十二條ニ因リ「リートル」ノ入目ニ因
テ官印ヲ有スル樽ヲ以テ販賣スヘシ(千八百七十二年四月廿六
日ノ縣廳布達)

薪炭等ニ用フル度量衡檢査ニ付テハ千八百七十二年六月十一日
ニ檢査官ヨリ布達ヲ發シタリ

水風車ヲ所持スル者ハ之ニ用フル秤ヲ備フヘシ之ヲ備ヘサル者
ハ一ヶ月ニ付キ五「ターレル」ノ罰金ニ處スヘシ(千八百十年十
月廿八日ノ水風車規則第二條)

内國ノ硝子製造場ニ於テ製造スル瓶ハ注文者ノ求ニ因リ製造場
ノ記號ノ側ニ伯林(クワルト)容目ニ因テ印ヲ捺スヘシ(現今ハ
千八百六十八年八月十七日ノ度量衡規則ニ因リ「リートル」ヲ用
フヘシ(千八百二十一年四月廿三日ノ布告)

檢査スヘキ「エルレ度」ノ兩端ニハ金物ヲ著スヘシ(千八百六十年
十月十六日ノ縣廳布達)

千八百六十八年八月十七日ノ度量衡規則及ヒ千八百六十九年七
月十六日ノ度量衡檢査規則ニ因リ後來用フヘカラサル端度ハ千
八百七十三年十二月十五日ノ布達ニ掲ケタリ

麵麩製造者及ヒ麵麩販賣人ハ地方警察官署ノ命ニ因リ其定メタ
ル期限内ニ於テ其麵麩類ニ定價及ヒ秤量ヲ店頭ニ掲示シテ公衆

所有權保護警察

ニ知ラシム可シ

其定價表ハ警察官署ヨリ無料ニテ官印ヲ受ケ毎日販賣時間之ヲ
掲クヘシ(千八百六十九年六月廿一日ノ營業規則第七十三條ニ
因テ賣ルヘキコヲ命セラレタル地方ニ於テハ警察官署ヨリ店頭
ニ検査ヲ受ケタル秤量ヲ備置キ販賣シタル麵粉類ヲ量ラシムヘ
キコヲ命スルヲ得(營業規則第七十四條)

營業者ハ定價ヲ減スルコヲ得(營業規則第七十九條)

「トシ子」ヲ以テ販賣スヘカラス半、一、二、ヘク箱ヲ以テ量リ販賣
スヘシ

○許可ナクシテ城塞ノ繪圖又ハ其一部ノ繪圖ヲ作り又ハ之ヲ頒布
スル者ハ其物件ヲ沒收スルノミナラス百五十「マルク」以下ノ罰

金又ハ拘留ニ處ス可シ

又營業ノ爲メニ非スシテ私カニ又ハ官署ノ命令ニ背キ兵器又ハ
彈藥ヲ貯フル者モ亦同シ(獨逸刑法第三百六十條一二)

建築警察

建築警察ハ村里區ニ於テハ區長之ヲ掌ルヘシ(千八百七十二年十月十三日ノ郡規則第五十九條第一)區長ノ警察上處分ニ對スル故障ハ郡長之ヲ裁定スヘシ(千八百七十六年七月廿六日ノ地方行政權限法第三十條)

道路明地又ハ水路ノ安全靜謐便利清淨ニ係ル警察規則ニ背ク者ハ六十「マルク」以下ノ罰金又ハ十四日以下ノ拘留ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百六十六條第十)

又警察官署ノ許可ヲ受ケスシテ新タニ火焚場ヲ設クルカ又ハ其場所ヲ轉シタル者モ同一ノ刑ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百六十八條第三)又家屋内ノ火焚場ヲ修繕セス且火難ノ豫防ヲ爲サ、ルカ又烟筒ノ掃

除ヲ怠リタル者モ同一ノ刑ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百六十八條第四)

警察官署ノ督責ヲ受クルモ仍ホ崩壞セントスルノ恐レアル建築物ヲ修繕又ハ取毀タサル者ハ百五十「マルク」以下ノ罰金又ハ拘留ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百六十七條第三)

又警察官署ノ命令又ハ其他必用ナル安全處分ニ背テ建築物井戸橋梁水閘又ハ其他ノ構造ヲ爲スカ又ハ其修繕ヲ爲スモ亦同一ノ刑ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百六十七條第十四)

又警察官署ノ許可ヲ要スルニ之ヲ受ケスシテ又ハ官署ノ許可ヲ受ケタル圖面ニ違ヒ擅ニ建築修繕ヲ爲スカ又ハ之ヲ爲サシムル所有者建築家又ハ職工モ同一ノ刑ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百六十七條第十七)

左ニ掲クル建築警察規則又ハ縣廳布達ニ因リ他ノ刑ニ處スル者ハ後來ハ之ニ因テ其刑ヲ定ムヘシ(千八百五十一年六月三十日ノ縣廳布達第四項)

千八百七十二年三月十五日ノ「ブランデンブリヒ」州内村里建築警察規則

千八百四十七年十月十一日ノ「ブランデンブリヒ」州内及ヒ「ダランブリヒ」及ヒ「シーウエルバイン」郡内村里建築警察規則千八百六十年三月十六日ノ増補規則ト共ニ本年二月三日ノ布告ニ因テ廢セラレタルカ故ニ千八百五十年三月十一日ノ警察規則第六條第十一條ニ因リ州會ノ意見ヲ聞キタル後縣内ニ左ノ條々ヲ布達ス

第一章 警察官署ノ許可

建築警察

第一條 警察官署ノ許可ハ新築及ヒ建繼キ若クハ一階又ハ數階ニ改ムルカ火焚場ヲ設ケ又ハ其場所ヲ轉シ新タニ烟筒ヲ設ケ若クハ燃質ヲ以テ屋根ヲ葺キ又ハ家屋内ニ穴藏ヲ設ケ及ヒ家屋ノ内部ヲ變スルニ因リ梁又ハ束木ヲ受クル壁柱等ヲ取除キ又ハ其模様ヲ變スヘキハニ必要ナリトス

第二條 警察官署ヨリ許可ヲ爲ス

警察官署ノ許可ハ通常地方警察官署 又ハ警察官署ノ建築ニ關係アルハ郡長ヨリ之ヲ受クヘシ但其願書ハ官署ニ差出ス前ニ地圖面及ヒ建築圖ヲ添ヘテ村里長ニ差出シ其検査ヲ受クヘシ

千八百六十九年六月廿一日ノ營業規則第十六條及ヒ第廿四條ニ掲

ケタル製造場及ヒ蒸氣罐ヲ設クルニハ縣廳ノ許可ヲ受クヘシ
 風ニ因テ運轉スル器械ハ製造場ト看做サス其器械ハ千八百六十一年十一月廿三日ノ布達ニ從フヘシ
 公ケノ川ニ建築スルニハ其道路線ヲ定ムルニ付キ縣廳ノ承諾ヲ受クヘシ城寨制限区内ニ建築スルニハ千八百廿八年九月十日及ヒ三十日ノ規則及ヒ其細則ニ抵觸セサル者ハ此布達ヲ適用スヘシ
 人工ノ道路ニ建築スルニハ道傍ノ溝ノ外側ヨリ三メートル隔テ作ルヘシ
 此規則ニ違ハントスルニハ政府ノ道路ニ於テハ郡建築官ノ許可ヲ受ケ一箇人ノ(郡所屬道路株式會社所屬ノ道路等)道路ニ在テハ郡長ノ許可ヲ受クヘシ

鐵道ノ近傍ニ建築セントスルニハ千八百四十八年一月七日及ヒ三月三十日ノ縣廳布達(三月三十日ノ布達ハ千八百七十五年二月廿六日ノ布達ヲ以テ廢シタリ)及ヒ其他ノ布達又ハ之カ爲メ發スヘキ布達ニ從フヘシ

新タニ植民ヲ爲スニハ千八百四十五年一月三日ノ法律第二十五條ヨリ第三十二條マテ及ヒ千八百五十三年五月二十四日ノ法律第一條ヨリ第十四條(此法律ハ千八百七十六年八月二十五日ノ法律第十三條ヨリ第二十條マテニ因テ廢セラレタリ)マテノ規則ニ從フヘシ

第三條 建築圖及ヒ全村又ハ其部分ノ改造建築 全村ノ改造又ハ大火後ノ建築ニシテ舊ノ場所ニ於テスヘカラサルモノハ地方警察官

署ト村里長ト協議シテ其建築圖ヲ作り郡長ニ一通ヲ差出シテ認可ヲ受クヘシ肝要ナル場合ニ於テハ郡長ヨリ縣廳ノ裁定ヲ乞フヘシ其建築圖ヲ作ルニハ道路ヲ廣クシ其水落ヲ能クシ且建築地ノ水落ヲ能クスヘキコニ注意スヘシ其建築ヲ爲スニ付キ土地買上權ノ特許ヲ要スルキハ千八百五十五年五月十二日ノ內務省布達ニ從フヘシ(此布達ハ千八百七十五年七月二日ノ法律及ヒ千八百七十六年五月廿八日ノ內務省布達ニ因テ廢セラレタリ)

第四條 建築願及ヒ地圖面ノ要件

村里長ノ検査ヲ受ケタル上地方警察官署ニ差出ス第一條ニ掲ケタル建築願書ニハ所有者ノ氏名身分住所及ヒ其起業ノ目的ヲ記スヘシ其願書ニハ地圖及ヒ建築圖各二通ヲ添ヘテ差出スヘシ

地圖ニハ左ノ條件ヲ記スヘシ

一 建築ヲ爲ス土地ノ詳細別ニ名稱アルキハ其名稱第三ニ掲クル近隣ノ建築物及ヒ其所有者ノ氏名

二 建築物ノ詳細及ヒ之ヲ用フル目的其種類其高サ其屋根ノ種類

三 建築物ヨリ二十「メートル」以内ニ在ル建築物ノ位地(第十五條第十六條第十七條ニ因リ二十「メートル」以上ノ距離ヲ定メサルモノニ限ル)其種類及ヒ其屋根窓ノナキ防火障壁若シ必用ナルキハ建築物ノ高サ

四 新築相互及ヒ第三ニ掲ケタル近隣ノ建築物トノ距離ハ「メートル」ニ因テ明ニ記スヘシ其經界ヲ明カナラシメンカ爲メ圖面ノ尺度ハ建築物ノ大サ五百分ノ一ヨリ小ナルヘカラス百分ノ一以上

ノ尺度ヲ以テ作りタル建築圖ニハ④階級ノ圖其用ノ目的火焚場烟筒ノ大サ及ヒ之ヲ横ニ切りタル形⑤建築物ノ立切ノ形及ヒ其竪ノ長サ壁ノ厚サ特ニ防火障壁ノ厚サヲ記スヘシ

地圖面及ヒ建築ノ圖ハ所有者及ヒ建築ノ責ヲ負ヘキ建築人ノ署名ヲ有シ地圖面ニハ又其村里長ノ署名ヲ有スヘシ

地圖面及ヒ建築圖ニ記シタル箇條特ニ尺度ノ正當ナルコトニ付テハ以上ノ規則ニ從テ署名ヲ爲シタル者其責ヲ負ヒ若シ正當ナラサルコトノ明カナルキハ署名者各此布達ニ定メタル刑ニ處セラルヘシ

建築家ノ誠實ナルヤ否ニ付キ疑アルキハ地方警察官署ノ申立ニ因リ郡長ハ所有者ニ命シテ郡長ノ信用スル鑑定人ノ證書ヲ差出サシ

建築警察

メ又ハ別ニ建築圖ヲ差出サシムルコトヲ得
又職工ニ於テ再度建築願ニ不正ノ箇條ヲ犯シタルハ郡長ハ地方警察官署ヲシテ後來ハ本人ノ作りタルカ又ハ證シタル地圖面及ヒ建築圖ヲ却下セシムルコトヲ得

千八百六十八年九月廿一日ノ布達ハ本條ニ因テ廢セラレタリ

第五條 建築ノ許可其時間及ヒ落成

建築ノ許可ハ地圖面又ハ建築圖ノ副本ニ添ヘ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

其許可ハ警察官署ヨリ建築ヲ免シタルノ證ニシテ他人ノ權利ヲ害スヘカラス若シ許可狀ヲ受取リタル日ヨリ一年内ニ着手セサルハ其效ヲ失フヘシ

建築落成後十四日以内ニ所有者ヨリ其旨ヲ地方警察官署ニ届出其
検査ヲ受クヘシ若シ建築地ニ警察官署アラサルハ村里長ノ検査ヲ受クルコトヲ得

第六條 新タニ植民スル爲メ作ルヘキ地圖面 人家ヨリ隔テ、植民地ヲ定メントスルハ地方警察官署ニテ許可シタル圖面ヲ其公證アル地圖ト共ニ郡長ニ差出シ郡長ハ之ヲ縣廳ニ差出スヘシ其地圖面ニハ建築物ノ位置人家道路ヨリノ距離方向ヲ記スヘシ

第七條 建築願書及ヒ許可狀ニハ印紙及ヒ手数料ヲ取立ツヘカラス
郵送費ハ所有者ニテ擔當スヘシ

第二章 一般建築物ノ製作法

第八條 壁防火壁及ヒ火焚場ノ壁

隙ナキ壁ハ煉化石或ハ石ヲ以テ組立其間ニ油石炭ヲ入ルヘシ
「アルファイン」又「ハニ」トス
火ノ蔓延スルヲ防ク壁ヲ防火障壁ト稱ス又直ニ火ニ觸ル、カ若クハ竈煖爐ニ觸ル、壁ハ其所ヨリ直徑六十「チエンチメートル」マテヲ火焚壁ト稱スヘシ

防火障壁火焚壁ハ如何ナル所ニ於テモ材木ノ上ニ積立又ハ其内ニ材木ヲ入ル、コヲ禁ス別ニ許シタル者ニ非サレハ(第三十條)下ヨリ隙ナク石一ツ以上厚ク積立穴ヲ設クルコヲ禁ス火焚壁ニ在テハ亦(障壁ハ此限ニ在ラス)「ルフトスタイン」輕石「埴」石灰ヲ用フルコヲ得防火障壁ハ通常三十「チエンチメートル」屋上ヨリ高ク突立スヘシ隣火ニ接シ又ハ二半「メートル」以内隔テ、作ル壁ハ防火障壁タルヘシ

第九條 屋根 人家ノアル地ノ建築物ハ火ニ燃ヘサル物質(煉化石石盤石礦屬及ヒ縣廳ヨリ不燃質物ト認メタル物質)ヲ以テ屋根ヲ葺クヘシ

屋根ハ防火障壁ノ方ニ傾ケテ葺クヘカラス又其屋根ノ物質「シヤールング」又ハ「ラツツンク」ヲ障壁ニ貫ヌクヘカラス
「フシ」トス

此規則ハ新築ノミナラス修繕ニモ亦適用スヘシ
他ノ建築物ヨリ百「メートル」隔タル建築物又ハ其距離ヲ以テ新タニ建築スルニハ以上ノ規則ヲ適用スヘカラス但火焚場ヲ有スル者ハ此限ニアラス

第三章 建築物 位地及ヒ建築物間ノ距離

第十條 道路明地ニ於ケル建築物ノ道路線及ヒ其地位ハ第二條第二

建築警察

項ヨリ第六條マテノ建築物及ヒ全村又ハ其一部ノ建築物(第三條)ヲ除クノ外村里長ノ意見ヲ聞キタル後地方警察官署ニテ之ヲ定ムヘシ

普國法律全書第一編第八章第三百三十九條及ヒ第四百十條ニ於テ近隣ノ家ヨリ三「フース」及ヒ一「フース」半ヲ隔テ、建築セシメ及ヒ警察官署ノ命令ニ因リ之ヲ改造セシムル者ハ廢止タルヘシ

第十一條 人家ノアル地ニ建築スルニハ其地位及ヒ建築ノ用ニ妨ケナケレハ近隣ノ建築物ヨリ及ヒ相互ニ精々隔テ、建築シ火難ヲ豫防スヘシ第四章ニ別ニ定メサル建築物ノ距離ハ左ノ如シ

一 火ニ燃ユヘキ家根ヲ有スル建築物ハ火焚所アル建築物ヨリ隔テ、之ヲ設クヘキヲ左ノ如シ

火焚所ヲ有スル建築物ノ不燃質ノ屋根ヲ有スルハ十「メートル」以上火ニ燃ユヘキ屋根ヲ有スルハ二十「メートル」以上

二 其他ノ場合ニ於テハ建築物間ノ距離ハ通常五「メートル」以上ナルヘシ

其地位又ハ建築物ノ用ニ因リ以上ノ距離ヲ以テ建築スルコト能ハサルハ不燃物ノ屋根ヲ有スル建築物ニ於テハ郡長ヨリ特ニ第一ノ距離ノ半數ニ減セシムヘシ

不燃物ノ屋根ヲ有シ且其内ニ穴ナキ障壁ヲ所有スルモノアルハ其障壁ト他ノ建築物トノ距離ハ其最少數七「メートル」以上ニ

從フニ及ハス既物置ヲ一所ニ建築シ又ハ家宅ニ近接シテ建ルニハ新ニ建築スルモノ、屋根ノ火ニ堪フヘキモノニシテ其間ニ穴

建築警察

ノナキ障壁ヲ設クルニ非サレハ之ヲ許サス舊來ノ建築物ニ建繼
ヲ爲スニハ新タニ建ル時ノ制限ニ適フヘシ

第四章 建築物ノ各種ニ係ル規則

第十二條 住家、光線及ヒ空氣ノ流通 住家ハ其地位及ヒ材料ノ能
ク光線及ヒ空氣ヲ流通セシメ且乾燥ニシテ健康ヲ害セサルモノヲ
造ルヘシ

第十三條 床ヨリ天井ニ至ル高サ及ヒ穴藏住居 凡テ人ノ住居ニ供
スル場所ハ新築ニ在テハ二メートル半以上地上ヨリ出ツヘシ穴
藏ハ其床板ノ水面ヨリ三十センチメートル以上高クシテ其屋
根ノ道路面ヨリ一メートル以上及ヒ窓ノ上端ノ六十センチメ
ートル以上高キ物ニ非サレハ住居スヘカラス

第十四條 晒シ場 革染餅其燃質物ノ晒シ場ハ六メートルノ高サ
ヲ以テ木材ヲ以テ作ルコトヲ得其屋根ハ不燃質ヲ以テ葺クヘシ隣
家又ハ其他ノ建築物ヨリ隔タルコト五メートル以下ナルキハ隙ノ
ナキ壁穴ノナキ光澤ヲ備ヘサル火工場ノ壁ヲ以テ隔ツヘシ

第十五條 煉化石ノ竈 營業ノ爲メニ非スシテ臨時其土地ニ在ル材
料ヲ製作スル爲メ自己ノ用ニ供ス煉化石ノ竈ハ煉化製造ニ供セサ
ル建築物ヨリ六十メートル以上隔テ、之ヲ設クヘシ

第十六條 鍛冶場 鍛冶場及ヒ火ヲ用フル勞力場ハ不燃質ノ屋根ヲ
以テ之ヲ造リ(第九條)燃質ノ屋根ノ有スル建築物ヨリ三十メー
トル隔タルヘシ其壁天井ハ隙ナク丸形ニ作ルヘシ又ハ木ヲ以テ作
リ礦物ヲ以テ蔽ヒ郡長ノ許可ヲ得テ油石灰又ハ埴ヲ塗ルヘシト雖

正火焚所ハ常ニ隙ナクシテ丸形ニ作ルヘシ住家ト勞力所トヲ同一ノ場所ニ設ケントスルニハ穴ノナキ障壁ヲ以テ隔ツヘシ

第十七條 麵麩竈 麵麩竈ヲ作ルニハ在來ノ建築物ノ屋根ヲ不燃質

ノ物ヲ以テ葺キタルカ又ハ燃質ノ物ヲ以テ葺キタルトニ因テ區別ヲ爲スヘシ

第一ノ場合ニ於テハ㊦別ニ火難豫防法ヲ設ケサレハ二十一メートル以上ヲ隔テ、竈ヲ作り㊧隙ナキ蓋及ヒ煉化石ノ屋根ヲ設クルキ八十メートル以上隔テ、竈ヲ作ルヘシ

郡長ノ承諾ヲ得ルキ八十メートルヲ五メートルニ減スルコトヲ得第二ノ場合ニ於テハ㊨別ニ火難豫防法ヲ設ケサレハ六十メートル以上隔テ、竈ヲ作り㊩隙ナキ蓋及ヒ煉化ノ屋根ヲ設クレハ三

十メートル以上隔テ、竈ヲ作ルヘシ

道路ニ於テ又ハ道路ヨリ五メートル以内ニ竈ヲ作ルコトヲ禁ス隙ナク建築物内ニ竈ヲ設クルニハ左ノ要件ニ協フヘシ

一建築物ノ屋根ハ不燃質物ヲ以テ作ルヘシ

二竈ノ蓋及ヒ烟筒ハ火ニ燃ヘサル様作ルヘシ

三竈ノ側ト其周圍ノ壁トハ密接スヘカラス其間ニ八センチメートルノ餘地ヲ存スヘシ

四竈ノアル場所ノ床ハ竈ヨリ一メートルト四分ノ一以内ハ石ヲ敷クカ又ハ金板ヲ敷クカ又ハ石灰ヲ以テ塗ルヘシ

五竈ノ上ト其場所ノ天井(ロールプツツ)ヲ着スヘシトノ間ニハ一メートル四分ノ一以上餘地ヲ設クヘシ

六其場所ノ低キカ爲メ餘地ヲ設クルヲ能ハサルハ其屋根ヨリ十
六「チエンチメートル」隔テ、竈ヲ据ヘ堅牢ナル天井ヲ作ルカ又
ハ其場所ノ天井ヲ丸形ニ造ルヘシ

七竈ノアル場所ノ入口ハ竈ノ口ヨリ一「メートル」四分ノ一以上隔
タルヘシ

火工場内ニ竈ヲ設クルニハ其竈ノ口ノ前及ヒ其他ノ所ノ壁ニ隙
ナキハ以上ノ要件ニ從テ設クヘシ

前項ノ竈ヲ設ケタルハ第十一條ニ因リ他ノ建築物ヨリ隔タル
ヘシ其他ノ建築物内ニ竈ヲ設クルニハ不燃質ノ家根ヲ有スル建
築物ヨリ十「メートル」燃質ノ家根ヲ有スル建築物ヨリ三十「メー
トル」隔テ、之ヲ作ルヘシ但其竈場ハ隙ナクシ丸形ノ天井ヲ作ル

ヘシ

第五章 建築物ノ特別ナル製造方

第十八條 烟筒

烟筒及ヒ火焚場所ノ烟筒ハ不燃質ノ物ヲ以テ

作り且壁ヲ以テ圍ヒタルモノハ燒キタル石ヲ以テ作ルヘシ又不燃
質ノ物ヲ以テ之ヲ押ヘ石一箇ノ厚サハ木材ニ接近スヘカラス其側
ノ薄キモノハ周圍ノ木材ヨリ八「チエンチメートル」以上ヲ隔テ、
其間ニ不燃質ノ物ヲ滿ツヘシ

壁ヲ以テ圍ミタル烟筒ハ④器械ヲ以テ上ヨリ掃除ヲ爲シ(魯西亞
製烟筒ト云フ)⑤又ハ階梯ヨリ下リテ掃除ヲ爲(階梯ヲ以テ下ル
ヲ得ル烟筒)シ得ヘキ幅アルモノタルヘシ

魯西亞製ノ烟筒ハ上ヨリ下ニ至ルマテ同一ノ幅ヲ有シ且之ヲ横斷

スレハ四角ナル形又ハ丸キ形ヲ有スヘシ又其四角徑ノ側若クハ圓徑ノ幅ハ十六「チェンチメートル」以上二十一「チェンチメートル」以下タルヘシ若シ之ニ異ナル横斷形ヲ有スル者ハ其所有者ニテ相當器具ヲ備フルニ非サレハ之ヲ設ク可カラス又其筒ヲ他ノ烟筒ニ通スヘカラス

階梯ヲ以テ下リタルコトヲ得ヘキ烟筒ハ四十「チェンチメートル」以上五十六「チェンチメートル」以下ノ幅ヲ有シ他ノ下タルコト能ハサル烟筒ニ通セシムヘカラス蓋ノナキ火焚場ヲ備ヘタル厨竈ノ烟筒ハ通常階梯ヲ以テ下タルコトヲ得ヘク作ルヘシ

相當ノ掃除器具ヲ備ヘタル礦屬ノ烟筒ニモ亦以上ノ規則ヲ適用スヘシト雖モ此筒ハ他ノ烟筒ニ通スルコトヲ得又其筒ハ壁又ハ土居葺

ヲ貫クヘカラス且木材ヨリ六十「チェンチメートル」以上隔ツヘシ但別ニ火難豫防法ヲ設ケタル所ハ此限ニアラス

火ヲ點シ易キ物質ヲ貯蓄又ハ製作スル場所ニ通スル烟筒ハ五十「センチメートル」隔テ、之ヲ作り全ク透明ナル物質ヲ以テ圍ミ他ノ場所トノ經界ヲ設クヘシ之ヲ以テ圍マサル烟筒ハ他ニ通スルコトヲ禁ス

烟筒ノ下ノ掃除口ハ木製ノ階梯ノ下又ハ木材ノ近傍ニ設クヘカラス必ス木材ヨリ一「メートル」隔タルヘシ

第十九條 建築物ノ絶頂ニ貫ク烟筒ハ三十「チェンチメートル」以上突出スヘシ其他ノ部ヲ貫ク烟筒ハ一「メートル」以上突出スヘシ燃質ノ建築物ヲ貫ク烟筒ハ其絶頂ヨリ一「メートル」突出スヘシ

千八百六十九年六月二十一日ノ營業規則ニ定メサル製造場ノ如キ
火焚場ヲ修復スルニハ地方警察官署ヨリ其烟筒ヲ長クスルコトヲ得

第二十條 舊來木製ノ烟筒ハ成ルヘク之ヲ取除カシムヘシ若シ損破
シタルキハ之ヲ修繕セシテ改造セシムヘシ

第二十一條 竈、室内ノ煖爐等 木製ノ上ニ設クル竈ハ丸形ノ
天井ヲ有スルカ又ハ餘地ヲ設ケテ屋根下ヨリ隔ツヘシ

煖爐ハ少クモ左ノ距離ヲ有スヘシ

①在來家屋ノ隙アル壁ヨリ①其壁ノ板壁ニシテ其厚サ石半アリ藥
ヲ塗リテ其隙ヲ嵌ミ又ハ瀨戸物ヲ以テ掩タルキハ十六「チェンチメ
ートル」②籐組ノ壁ナルキハ六十「チェンチメートル」③木細工ヲ以
テ掩フタル壁及ヒ板ノ壁又ハ袋壁ナルキハ一「メートル」隔ツヘシ

④隙ノアル屋根ヨリ①其屋根籐組ナルキハ三十「チェンチメー
トル」②其屋根木細工ヲ以テ蔽フタルカ又ハ木材ヲ以テ葺キタルキ
ハ六十「チェンチメートル」隔テ、作ルヘシ

煖爐ト屋根トノ間ニ在ル餘地ノ半ニ至ルマテ煖爐ノ豎幅アル「ブ
レツキ」板ヲ狭ミ銅線ヲ以テ結着シタルキハ①一ノ距離ヲ減シテ
十五「チェンチメートル」トシ②一ノ距離ヲ減シテ三十「チェンチメ
ートル」トスルコトヲ得

鐵製ノ煖爐ハ鐵板ヲ用テ火難豫防法ヲ設ケサレハ以上ノ距離ヨリ
二倍ノ距離ヲ以テ之ヲ設クヘシ煖爐ノ蓋及ヒ蓋ナキ煖爐ハ如何ナ
ル場所ニ於テモ木製ノ階梯ヨリ一「メートル」以上隔タルヘシ
煖爐又ハ木製又ハ其他火ヲ點シ易キ物質ヲ製作スル場所ノ火焚所

ハ外ヨリ火ヲ焚クヘク作ルヘシ都テ外ヨリ火ヲ焚ク煖爐ハ別ニ堅
牢ナル前圍ヲ有スヘシ又ハ別ニ堅牢ナル火焚所ヲ著クルカ又ハ二
十五「チェンチメートル」以上隔タリタル礦屬ノ二枚蓋ヲ備フヘ
シ

第二十二條 乾燥室、乾燥管、 室ハ鐵又ハ「ブレッツキ」ヲ掩フタル

堅牢ナル扉ヲ有スヘシ空氣出入口ニハ鐵ノ蓋ヲ備ヘ一條ノ糸ヲ以
テ雨戸ヲ開キ其糸ノ燃タルルハ自然ニ閉ツヘク作ルヘシ
在來ノ乾燥室ニシテ之ヲ改造スヘキ維持力ナキ床ヲ有スル者ハ埴
ヲ以テ袋壁ヲ作ルコトヲ得

乾燥管ハ鐵ヲ以テ作り竈ヨリ四「メートル」以上隔ツヘシ

第二十三條 火焚所ノ扉、竈口前ノ敷物、 煖爐及ヒ其他ノ火焚

所ハ礦屬ノ扉ヲ備フヘシ

前圍ノ扉ハ鐵ヲ著セタル木材ヲ以テ作り得レド竈口ヨリ四十「チェ
ンチメートル」以上隔タルヘシ

火氣ノ出ル穴又ハ蓋ナキ火焚所及ヒ暖爐ニハ其口ノ前ニ石ヲ敷ク
カ又ハ五十「チェンチメートル」以上ノ幅アル礦板ヲ敷クヘシ其板
ハ仍ホ兩端ニ三十「チェンチメートル」突出スヘシ

直ニ室内ヨリ火ヲ熱ク風竈ハ其口ニ運搬スヘキ礦板ヲ置クヲ以テ
足レリトス

第二十四條 階梯 地下ノ部屋ノ外ニ二階以上住居スル場所ノ

アル建築物ニ於テハ其階梯ヲ不燃質ニテ作ルヘシ則堅牢ナル壁ヲ
以テ階梯ノ周圍ヲ繞ラスヘシ其壁ノ下ノ方ハ油石灰ヲ塗り其天井

モ亦油石灰ヲ以テ塗ルヘシ

又大難ノ恐アル營業ヲ盛大ニ爲ス建築物又ハ最上階ニ集會所又ハ
遊戯場ノアル建築物又ハ一階以上ノ製造場ニ於ケルモ亦以上ト同
一ノ階梯ヲ備フヘシ

以上ニ掲ケタル建築物ノ大ナル者ニ於テハ警察官署ヨリ數箇ノ階
梯及ヒ出入口ヲ設ケシムルコトヲ得

此規則ハ階梯又ハ其周圍ノ壁ヲ修繕スルキモ亦適用スヘシ
火焚所ノアル製造場及ヒ製造場ト同一ニ看做スヘキ建築物ハ必ス
一年內ニ在來木製ノ階梯(其階梯ノ堅牢ナル別室中ニ在ラサルハ
ニ限ル)ノ下ノ半ニ油石灰ヲ塗ルカ又ハ其他相當ナル不燃質物ヲ
以テ之ヲ蔽ヒ且階梯ノ下ニ木材ヲ用ヒタルキハ全ク之ヲ取除クヘ

シ屋根下ノ階梯及ヒ窓ハ不燃質ノ欄干又ハ手摺ヲ設クヘシ

第二十五條 天井ノ製作法 火焚所ノアル住家及ヒ製造場ノ天

井ハ丸形ニ作りタルカ又ハ不燃質ノ物ヲ以テ作りタルニ非サレハ
埴土ヲ塗ルカ或ハ天井ノ上ニ更ニ他ノ一層ノ天井ヲ作り其間ニ埴
又ハ石粉ヲ充ツヘシ燃質ノ物ヲ以テ充ツルコトヲ禁ス

第二十六條 石ノ大サ 此布達ニ於テ石ノ厚サニ因ルヘシト掲
ケタル石ハ二十「センチメートル」以上タルヘシ

第六章 總則

第二十七條 郷ノ經界內ニ在リ其人家アル所又ハ其所屬ノ人家アル
所ヨリ七百五十「メートル」以上隔タリタル場所ニテハ其他ノ爲メ
未タ建築圖ヲ作ラサル間ハ新築修繕トモ村里ノ警察規則ニ從フヘ

シ然レモ郷内又ハ郷ノ人家アル所屬地内又ハ之ニ直接スル村里所屬地ニ於テハ千八百四十六年七月十七日ノ布告ニ因リ縣廳ヨリ郷ノ警察規則ヲ適用セシムルコトヲ得

第二十八條 罰則 刑法又ハ此布達ニ引用シタル警察規則ニ於テ別ニ罰ヲ定メサレハ此布達ニ背ク者ハ十「ターレル」以下ノ罰金又ハ無力ナルモハ相當ノ禁獄ニ處スヘシ但其罰ハ建築家及ヒ所有者ニ科スヘキモノトス

第二十九條 法ニ背キタル建築ヲ改造セシムルコト 許可ナクシテ建築スルカ又ハ其許可ニ違テ建築ヲ爲シタルモハ地方警察官署ハ所有者ヲ罰スル外ニ其建築ヲ改造セシメ時トシテハ全ク之ヲ取毀タシムヘシ

第三十條 例外 郡長ハ地方警察官署ノ意見ヲ聞キタル後第十一條第十六條第十七條ニ定メタル例外ヲ許スコトヲ得又縣廳ハ場所ノ模様ニ因リ特ニ此規則ノ例外ヲ許スコトヲ得(今日ハ千八百七十六年七月廿六日ノ地方行政權限法第百五十六條ニ因リ縣輔佐官ニテ其許可ヲナスヘシ)

以上ノ布達第二條ニ掲ケタル營業規則第十六條及ヒ第二十四條ノ製造場トハ左ニ掲ケル者ヲ云フナリ

第十六條 場所ノ模様又ハ製造場ノ性質ニ因リ近隣ノ土地所有者又ハ住民又ハ一般人民ノ爲メ非常ノ損害又ハ騷擾ヲ惹起サシムル製造場ヲ設クルニハ連邦ノ法律ニ從ヒ管轄官署ノ許可ヲ受クヘシ(千八百七十六年七月廿六日ノ地方行政權限法第百二十三條ニ因

レハ其製造場ノ多クハ郡總代ノ許可ヲ受クヘキモノトス
 其製造場ハ火藥製造所烟火及ヒ激發物一切ノ製作場瓦斯製造場
 瓦斯貯蓄所石炭油精製所石炭「テール」製造場(但石炭ヲ掘ル所ニ於
 テ設ケタルモノハ此限ニ在ラス)硝子製造場石灰電煉化石電「ギブ
 ス」電礦屬分析所鑄物製造場(但煉化石製造場ハ此限ニアラス)鍛
 冶場及ヒ一切ノ舍密術ニ係ル製造場革晒場漆製造場洗濯粘製造場
 (馬鈴薯製ノ粘製造場ヲ除ク)砂糖密製造場蠟引製造場獸腸ヨリ製
 スル糸ノ製造場紙瓦製造場膠製造場肝油製造場「セツケン」製造場
 骨焚骨煮骨晒場獸毛製造場蠟燭製造場屠獸場染革場皮剝場肥料粉
 製造場水車ノ水閘(第二十三條)ナリトス
 以上ノ表ハ本條第一項ニ掲ケタル事由ノ生スルト失フトニ因リ連

邦委員局ノ決議ヲ以テ之ヲ改正スルコトヲ得但其決議ハ次會ノ下院
 ノ許可ヲ受クヘシ(第十六條ノ表ハ千八百七十四年三月二日ノ法
 律ニ因リ「アスハルト」製造場「ベツヒ」製造場(但其物質ヲ賣ル地方
 ニ於テ設ケタル者ハ此限ニアラス)藁紙製造場獸腸精製場蒸氣罐
 又ハ其他「ブリツキ」桶ヲ釘メスル製造場ヲ増補シタリ
 第二十四條 器械ノ運轉ニ供スルト否トニ拘ハラズ蒸氣罐ヲ設ク
 ルニハ連邦ノ法律ニ從ヒ管轄官署ノ許可ヲ受クヘシ其願書ニハ圖
 面ト明細書ヲ添フヘシ
 官署ニ於テハ建築火難豫防及ヒ衛生ニ係ル警察規則及ヒ連邦委員
 局ヨリ發スヘキ蒸氣罐設置ニ係ル一般警察規則(千八百七十一年
 五月二十九日ノ規則)ニ因リ之ヲ許スヘキヤ否ヲ検査スヘシ又其

見込ニ因リ許可ヲ爲サス又ハ許可ヲ爲シ又ハ許可ヲ爲スニ付キ相
當ノ處分ヲ命スヘシ

連邦委員局ヨリ一般警察規則ヲ發スルマテハ連邦ノ規則ニ從フヘ
シ

蒸氣罐ヲ運轉スル前ニハ許可ニ從テ之ヲ設ケタルヤ否ヲ検査スヘ
シ其検査濟ノ證書ヲ受取ル前ニ運轉ヲ始メタル者ハ第四百四十七條
ノ罰ニ處スヘシ

以上ノ規則ハ運搬シ得ヘキ蒸氣罐ニモ亦適用スヘシ
故障及ヒ其手續ハ第二十條第二十一條ノ規則ニ從フヘシ

○此布達第二條ノ人工ニテ作りタル道路ニ建築ヲ爲スニ付千八百
三十五年六月十一日ニ縣廳ヨリ左ノ布達ヲ發シタリ

道路ニ建築スルニ付キ警察官署ヨリ交付スヘキ許可狀ノ一様ナラ
サルカ爲メ一般人民ニテ道路ヲ使用スルニ損害ヲ生スルヲ以テ左
ノ條々ヲ確定スルヲ必用ナリトス

郡ニ於テ許可ヲ爲スヘキ郡長及ヒ警察官署又ハ郷ニ於ケル郷官ハ
許可ヲナス前ニ建築圖ヲ道路建築家ニ交付シテ其意見ヲ聞クヘシ
道路建築家ハ意見ヲ述フルニ付キ左ノ箇條ニ注意スヘシ

一其建築道路ノ中線ト併行スルヤ且通常ハ溝ノ外側ヨリ十普魯西
「フース」隔タリタルヤ否

二旅店等ノ如キ出入多クシテ大ナル距離ヲ要スル建築物ニ於テハ
其都度車馬ヲ停メ置クトモ道路ニ出テサル距離ヲ有スルヤ否

三建築物所有者ニ堅牢ナル丸形ノ橋ヲ溝ニ掛ケシムヘキヤ否

建築警察

四其場所ノ模様ニ因リ水道等ヲ妨害セサルヤ否

此布達第二條ノ植民地ヲ設クルコトニ付テハ千八百七十六年八月二十五日ノ法律ニ從フヘシ

第十三條 人家アル地外ニ於テ住家ヲ設クルカ又ハ在來ノ建築物ヲ住家ニ改造セント欲スル者ハ地方警察官署ヨリ植民ノ許可ヲ受クヘシ其許可アル前ニハ警察官署ヨリ建築ノ許可ヲ爲スヘカラス

植民ノ許可ハ千八百七十五年七月二日ノ法律ヲ以テ定メタル建築圖ノ經界内ニ設クルカ又ハ他ノ住家ニ接シテ已ニ建築ヲ始メタル土地ニ設クル住家ニ於テハ之ヲ要セス

第十四條 植民ノ許可ハ植民地ニ通スル道路アルコト又ハ之ヲ設ケ得ルコトヲ證スルニ非サレハ之ヲ爲スヘカラス止タ道路ヲ設ケ得ル

コトヲ證明シタルトハ植民ヲ許可スルト同時ニ其道路ヲ設クヘキ期限ヲ定メ期限内ニ之ヲ設ケサレハ警察官署ヨリ強テ之ヲ設ケシムヘシ

第十五條 植民ノ許可ハ近隣ノ土地所有者又ハ借地人ヨリ又ハ植民地所屬ノ村里長ヨリ又ハ植民地ニ接スル村里長ヨリ植民ニ對シテ故障ヲ申述ヘ且田畑花園山林獸獵又ハ漁獵ヲ妨クル實跡アルトハ之ヲ拒ムコトヲ得

第十六條 植民ノ許可ヲ爲ス前ニハ關係アル村里長(第十五條)ニ其願ヲ通知スヘシ村里長ハ其村里内ニ於テ近隣ノ土地所有者及ヒ借地人マテ二十一日ノ期滿失權内ニ其願ニ對シ地方警察官署ニ故障ヲ述ヘ得ルコトヲ公告スヘシ但故障ヲ述フルニハ第十五條ニ掲ケ

タル實跡アルヲ要ス

地方警察官署ハ場合ニ因リ願出人及ヒ故障申立人ノ意見ヲ聞キタル後證據ニ因テ其故障ヲ審査スヘシ

第十七條 第十四條ニ因リ又ハ故障ヲ述ヘタルカ爲メ(第十五條)

許可ヲ爲サ、ルカ又ハ故障ヲ却下スルニハ地方警察官署ノ裁定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ其裁定ニハ理由ト願出人及ヒ故障申立人ヨリ訴ヘ得ヘキコヲ記シテ送達スヘシ

其裁定ニ對シテ願出人及ヒ故障申立人ヨリ裁定書ヲ受ケタル日ヨリ(其日ヲ算入セス)十日ノ期滿失權期限内ニ行政裁判所ニ訴フルコヲ得郡總代郷ニ於テハ縣行政裁判所ヲ其管轄トス

第十八條 人家アル地外ニ於テ一團結ヲ設ケントスル者ハ郡總代

郷ニ於テハ地方警察官署ノ許可ヲ受クヘシ其願ニハ圖面ヲ添ヘテ其團結ノ公事社寺學校ニ係ル關係ヲ證スヘシ

第十九條 一團結ヲ設クル許可ヲ公益又ハ舊來ノ法律規則ニ從テ公事社寺學校ノ關係ヲ定メサルキハ之ヲ拒ムコヲ得其他ハ第十四條ヨリ第十七條マテノ規則ニ從フヘシ但郡ニ於テハ郡總代ニテ第十六條第十七條ニ掲ケタル地方警察官署ノ事務ヲ主トリ且郡總代ノ裁定ニ對シテハ第十七條ニ定メタル期限内ニ裁判ヲ受ケシコヲ得申立ルコヲ得

第二十條 前條ノ許可ヲ受クル前ニ植民ト爲ルカ又ハ一團結ヲ設ケントスル者ハ百五十「マルク」以下ノ罰金又ハ拘留ニ處スヘシ又地方警察官署ハ植民又ハ團結ノ設立ヲ拒ミ且已ニ設ケタル者ヲ取

除カシムルヲ得

○千八百七十二一年一月二十六日ノ郷邑建築警察規則

千八百七十二一年一月一日ヨリ千八百六十八年八月十七日ノ獨逸度

量衡規則ノ效力ヲ有シ之ニ因テ建築願書ニ添ヘタル地圖面建築圖

ニ於テモ亦「メートル」尺ヲ用フヘキカ故ニ千八百六十八年七月十

五日ノ郷邑建築警察規則ニ掲ケタル尺度ヲ「メートル」尺ニ改正シ

且其規則ヲ改版スルヲ必用ナリトス又同時ニ千八百六十九年六月

二十一日ノ營業規則第二條ニ因テ改正ヲ受ケタル箇條ヲ改正スヘ

シ又州會ノ決議ニ因レハ第二十條ノ郷邑及ヒ其人家アル附屬地ニ

於テ物置ノ新築ノ禁令ヲ其修繕ニモ亦之ヲ適用シ且其條ノ下ニ第

二十條①へ増補スヘシトス

以上ニ述ヘタル理由ニ因リ千八百五十年三月十一日ノ警察規則第

六條及ヒ第十一條ニ從テ縣内ニ左ノ郷邑建築警察規則ヲ布達シ之

ニ抵觸スル警察規則ヲ廢止ス

第一章 建築ノ許可

一般ノ許可

第一條 郷邑及ヒ其附屬地ニ於ケル建築物ノ新築修繕又ハ改造ハ地

方警察官署ノ許可ヲ要スヘシ許可ヲ受クルニ及ハサル者ハ左ノ如

シ

一 家屋ノ塗替

二 建築物ノ道路線ニ當ラサル壁ニ堅牢ナル袖壁ヲ作ル事

三 壁ヲ取除キ又ハ繼足スルヲ但壁ニ因テ梁敷居東天井ヲ支フルル

建築警察

ハ此限ニ在ラス(第六十三條)

四梁ヲ入替ユルコト

五新ニ床ヲ設ルコト

六扉又ハ窓ヲ設ケ又ハ之ヲ修繕スルコト但防火障壁及ヒ道路ニアル

壁又ハ隣家ヨリ五半「メートル」以内ニ在ル壁ニ扉又ハ窓ヲ設ケ

ルコトハ此限ニアラス

七屋根ヲ葺クコト但シ不燃質ノ材料ヲ以テ作ルヘキモノハ此限ニ在

ラス(第十六條)

八烟筒及ヒ其箱ヲ磨クコト又ハ二三ノ石ヲ入替フル事

九火焚所修繕但第三十五條以下ニ因テ修繕ヲ禁シタルモノハ此限

ニ在ラス

十營業ノ用ニ供セサル暖爐竈ヲ設ケ或ハ之ヲ轉スルコト但在來ノ住

家ニ於テ之ヲ爲シ且火焚所ヲ變セサルコトニ限ルヘシ

十一人道又ハ溝ノ橋ヲ修繕スルコト但二三ノ損所ヲ修復スルカ又ハ

新ナル板ヲ入替ルコトニ限ルヘシ

製造場ノ特別ノ許可

第二條 千八百六十九年六月廿一日ノ獨逸營業規則第十六條ニ掲ケ

タル製造場及ヒ蒸氣罐ヲ設クルニハ營業規則第十六條以下及ヒ第

二十條以下營業規則ヲ實施スルニ付キ内務省布達ニ因リ縣廳ノ許

可ヲ要スヘシ

河川城塞人工ノ道路及ヒ鐵道ノ近傍ニ於ケル建築

第三條 公ケノ川ニ建築スルニハ道路建築線ヲ確定スルニ付キ止タ

建築警察

警察官署ノ許可ノ外ニ縣廳ノ承諾ヲ受クヘシ

城寨ノ近傍ニ建築スルニハ千八百二十八年九月十日及ヒ三十日ノ規則及ヒ此規則ニ付キ發シタル細則ニ抵觸セサル以上ハ此警察規則ヲ適用スヘシ人工ニテ作りタル道路ニ建築スルニハ千八百三十五年六月十一日ノ布告ニ從フヘシ鐵道ノ近傍ニ建築スルニハ千八百四十八年一月七日及ヒ三月三十日ノ縣廳布達(現今ハ千八百七十五年二月二十六日ノ警察規則ニ因テ廢セラレタリ)ニ從フヘシ

郷邑ノ一部ヲ新築スルコト及ヒ其建築圖ヲ作ル事

第四條 新タニ郷邑ノ一部ヲ設ケ又ハ大火後ニ新築スルニ付キ在來ノ場所ニ之ヲ設ケサルキハ地方警察官署ヨリ建築圖三通ヲ縣廳ニ

差出シ其認可ヲ受クヘシ官署ニ於テ此圖面ヲ作ルニハ千八百五十五年五月十二日ノ内務省布達(現今ハ千八百七十六年五月廿八日ノ内務省布達ニ因テ廢セラレタリ)ニ從フヘシ

建築願ノ式

第五條 建築願ハ如何ナル場合ニ於ケルモ書面ヲ以テ地方警察官署ニ願出ツヘシ

建築願書及ヒ地圖面等ノ要件

第六條 建築願書ニハ左ノ書面ヲ添フヘシ

一 建築物百分ノ一ノ尺度ヲ以テ作り彩色ヲ加ヘタル地圖面三通ヲ添フヘシ其圖面ハ建築官又ハ誓約ヲ爲シタル測量家又ハ建築ヲ擔當シタル職工一名ニテ作り之ニ署名シ又ハ是等ノ者一名ニテ

建築警察

公證シ建築ヲ擔當スル職工ノ氏名ヲ掲ケ其署名及ヒ建築物所有者ノ署名又ハ記號ヲ付スヘシ

地圖面ニハ左ノ條件ヲ掲クヘシ

①建築スル土地ヲ土地書入簿冊ニ記入シタル稱號及ヒ別ニ稱號アレハ之ヲ記スヘシ

②建築物ノ地位及ヒ其目的、構造方、高サ、及ヒ屋根ノ種類

③新築ヨリ二十「メートル」以内ニアル近隣建築物ノ地位其目的、構造方、屋根ノ種類其他窓ナキ防火牆壁及ヒ時トシテハ近隣建築物ノ高サ

④新築相互及ヒ③ニ掲ケタル近隣ノ建築物ヨリノ距離「メートル」及ヒ「チェンチメートル」ヲ以テ掲クヘシ

二新築修復又ハ改造ノ建築物ニ新ニ火焚所ヲ設クルカ又ハ在來ノ火焚所ヲ改造セントスルキハ(第一條ノ十)地圖面ノ外ニ以上ニ掲ケタル尺度ヲ以テ建築家又ハ建築ヲ擔當シタル者ト其責任アル職工トニテ作り署名シタル建築圖ニ通ヲ願書ニ添フヘシ警察官署ノ意見ニ因テハ又建築物所有者ノ署名ヲ有スヘシ建築圖ニハ左ノ要件ヲ掲クヘシ

①建築物各階毎トノ圖火焚場ノ圖及ヒ其各階ノ目的

②堅切ノ圖ヲ以テ高サ特ニ防火牆壁等ノ高サヲ示スヘシ

③建築物前面ノ圖

建築ヲ擔當シタル職工ニシテ試験ヲ受ケタル者ニ非サルキハ警察官署ヨリ建築物所有者ノ費用ヲ以テ建築官又ハ建築家又ハ警

建築警察

警察官署ニテ相當ト認めタル鑑定人ヲシテ建築圖ヲ検査セシムル
コヲ得又不十分ナル地圖面及ヒ建築圖ヲ却下スルコヲ得

建築ノ許可及ヒ其時間

第七條 建築ノ許可ハ地圖面又ハ建築圖ノ一通ヲ添へ書面ヲ以テ之
ヲ爲スヘシ其許可ハ警察官署ニ於テ建築ヲ許可シタルニ止リ他人
ノ權利ヲ害スヘカラス又許可證ヲ交付シタル日ヨリ一年內ニ著手
セサルハ其效ヲ失フヘシ

建築物建前後ノ届書

第八條 建築建前ヲ終リタルハ屋根ヲ葺キ壁ヲ塗り及ヒ床ヲ張ル
前八日內ニ所有者ヨリ地方警察官署ニ届出テ警察官署ハ同期限內
ニ其検査ヲ爲スヘシ検査ヲ爲シタルハ又検査證ヲ交付スヘシ第

二條ニ掲ケタル製造場ナルハ地方警察官署ヨリ所有者ノ費用ヲ
以テ其建築ニ關セサル試験ヲ經タル建築家ヲシテ規則ニ從テ建築
ヲ爲シタルヤ否ヲ確定セシメ且其證書ヲ差出サンコヲ求ムルコヲ
得

第二章 建築總則

道路建築線

第九條 道路及ヒ明地ニ建築スルニハ郷官ノ意見ヲ聞キタル後地方
警察官署ニテ其道路線ヲ定ムヘシ但第四條ニ掲ケタル建築物ハ此
限ニ在ラス(郷郡內ニ道路明地ヲ設ケ又ハ之ヲ改造スルニハ現今
ハ團結長官ト團結又ハ其代理人ト協議シ地方警察官署ノ承諾ヲ經
テ道路線及ヒ建築線ヲ定ムヘシ千八百七十五年七月二日ノ法律ヲ

建築警察

見ルヘシ其故障ハ郡總代ニ於テ始審ノ裁定ヲナシ縣輔佐官ニテ終審ノ裁定ヲ爲ス同法律第八條第十六條ヲ見ルヘシ

家屋間ノ中庭

第十條 建築ヲ爲スニハ必ス其場所ニ六メートル以上ノ豎幅ノ空地ヲ設クヘシ在來ノ空地ヲ此豎幅ヨリ減縮スルコトヲ禁ス然レモ在來ノ建築物ニ在テハ格別ナリトス又已ムヲ得サルカ又ハ二箇ノ家屋ニテ一箇ノ空地ヲ有スルモノハ二箇ノ家屋ニテ以上ノ豎幅空地ヲ有スルヲ以テ足レリトス

建築物相互及ヒ近隣ヨリノ距離

第十一條 通常建築物ハ近隣ノ境ニ止マルヘシ但近隣ト別段ノ契約等アルモノハ此限ニ在ラス

普國法律全書第一編第八章第三百二十九條及ヒ第四百十條ニ於テ家屋間ノ距離ヲ三フース及ヒ一半フースト定メ及ヒ警察規則ヲ以テ之ヲ變セシムルコトハ之ヲ許サス
近隣ノ境界ニ接セサル建築物ニ在テハ其間ニ五半メートル以上ノ餘地ヲ存スヘシ

同一ノ場所ニ密接シテ建築セサルキ(第十條ニ因リ之ヲ許シタルキニ限ルヘシ)ニハ其間ニ五半メートル以上ノ餘地ヲ設クヘシ併ナカラ其間ニ堅牢ナル壁ヲ設ケテ火難ヲ豫防シ一方ノ家屋ニ於テ其牆壁ヲ屋上ニ突出シタルキハ五半メートル以上ノ餘地ヲ設クルニ及ハス(第十二條)

第三章 一般建築物ノ構造

建築警察

壁ノ堅牢ナル構造、防火牆壁火焚所ノ壁

第十二條 堅牢ナル壁ハ煉化石又ハ石「ブルフスタイン、ヘルドスタイン」ヲ以テ積立テ其間ニ油石灰ヲ塗ルヘシ火難ヲ豫防スル壁ヲ防火牆壁ト云ヒ火焚所ニ直接スルカ又ハ竈暖爐等ヲ設ケタル所ヲ圍ミタル壁ハ六十「センチメートル」ノ直徑以内ヲ火焚場ノ壁ト云フ

防火牆壁火焚所ノ壁ハ如何ナル所ニ於テモ木材ノ上ニ積立テ又ハ木材ヲ壁ノ間ニ使用スルコトヲ禁ス下ヨリ上ニ至ルマテ堅牢ニ積立石一枚ノ厚サヲ有シ窓ヲ設クヘカラス（別ニ許可アルモノハ此限ニ在ラス）火焚所ノ壁ニ在テハ（防火牆壁ハ此限ニアラス）「ルフト」石、埴及ヒ石灰ヲ用フルコトヲ得警察官署ハ五年ノ期限ヲ定メ又ハ已

ムヲ得サル場合ニハ防火牆壁又ハ火焚所ノ壁ヲ設ケシムルコトヲ得新築ニ在テハ其周圍ノ壁及木材ヲ支フル内部ノ壁ハ必ス堅牢ナルヘシ又近隣ニ接スルカ又ハ近隣ヨリ五「メートル」半以内ニ設クル壁ハ防火牆壁タルヘシ（第十一條）

埴土ヲ用フル細工場ノ壁及ヒ木材ヲ許ス事

第十三條 木材ヲ支ヘサル内部ノ壁ニシテ烟筒防火牆壁又ハ周圍ノ壁ニ非サルモノハ地方警察官署ノ意見ニ因リ石灰埴乾キタル埴土石又ハ火ヲ用フル細工場ノ壁ヲ以テ之ヲ設クルコトヲ得又埴ヲ以テ其間ニ塗ルコトヲ得（第六十條）屋根下ノ壁ハ階梯ニ塗ル壁及ヒ防火牆壁又ハ火焚所ノ壁ヲ防キ堅牢ナル袋壁ヲ以テ塗ルヘシ

木製ノ建築物板ニテ掩フ事

建築警察

第十四條 全ク木材ヲ以テ作りタル建築物ハ團結官署及ヒ警察官署ニテ決定シ縣廳ノ認可ヲ經タル後期限ヲ定メテ之ヲ取拂ハシムヘシ木材ヲ以テ周圍ノ壁ヲ蔽フコトヲ禁ス其木材ハ之ヲ取拂ハシムヘシ然レモ臨時ノ用ニ供スル木材ノ建築物ハ警察官署ノ許可ヲ得テ之ヲ設クルコトヲ得

屋根及ヒ樋ヲ設クル事

第十五條 道路ニ向ヒタル建築物ヲ新築又ハ改造スルニハ其屋根ヲ道路ニ傾ケテ葺クヘシ新築ニ在テハ近隣ニ傾ケテ屋根ヲ葺クコトヲ禁ス在來ノ樋ハ二年間ニ礦屬ノ樋ニ改メ其落チ口ハ道路ヨリ三十「チエンチメートル」以上隔タルヘカラス木製ノ樋ハ全ク之ヲ禁ス在來ノ物ハ一年間ニ之ヲ取拂ハシムヘシ樋ヲ設ケシムルコトハ地方

警察官署ノ意見ニ任カスヘシ

屋根ノ物質

第十六條 屋根ハ不燃質物(煉化石盤ノ石礦屬「アスハルト」及ヒ縣廳ヨリ不燃質ト認メタル材料)ヲ以テ葺クヘシ且防火墻壁ヨリ高クスヘカラス
此規則ハ新築ノミナラス又修復ニモ適用スヘク且其建築物ヲ用フル目的及ヒ位地ニ拘ハラズ一切ノ建築物ニ適用スヘシ但第六十五條ノ規則ニ從フヘキモノハ此限ニアラス

蛇腹

第十七條 火災ノ恐レアルカ又ハ燃ヘ易キ物質ヲ多量ニ貯フル建築物ノ蛇腹ハ新築ノ時必ス之ヲ堅牢ニ作り又ハ全ク不燃質ヲ以テ

蔽フヘシ其他ノ建築物ニ於テハ木材ヲ以テ之ヲ作ルコトヲ得然レモ他ノ建築物近隣ニ接スルモノハ一「メートル」以上不燃質物ヲ以テ之ヲ蔽フヘシ

第四章 特別建築物

住家空氣ノ流通

第十八條 住家ハ光線及ヒ空氣ヲ流通セシメ且健康ヲ害セサル乾燥ノ材料ヲ以テ之ヲ作ルヘシ

住家ノ高及ヒ穴藏

第十九條 人ノ住スル家ハ新築ニ在テハ二「メートル」半以上在來ノ住家ニ在テハ二「メートル」四十「センチメートル」以上ノ高サヲ有スヘシ穴藏ハ水面上三十「センチメートル」以上隔タリ其屋根ハ

道路ヨリ一「メートル」以上其窓ノ上縁ハ道路ヨリ六十「センチメートル」以上隔タルニ非サレハ住家ニ用フルコトヲ得ス

燃質ノ物質ヲ貯フル藏及ヒ其他ノ建築物

第二十條 郷邑及ヒ其所屬ノ人家アル地ニ於テハ新タニ物置場ヲ設クルコトヲ禁ス郷邑外ニ於テハ第六十五條ヲ適用スヘキモノニ非サレハ在來ノ火焚所ノアル建築物ヨリ三十「メートル」以上其他ノ建築物ヨリ十「メートル」以上隔ツルニ非サレハ物置ヲ設クルコトヲ許サス又在來ノ物置ノ近傍ニ新築ヲナスニモ以上ノ距離ヲ以テスヘシ一箇ノ場所ニ密接シテ數箇ノ物置ヲ作ルニハ百「メートル」ノ幅ヲ越ユヘカラス且物置毎ニ屋上ニ三十「メートル」突出スル防火牆壁ヲ設クヘシ(第四十二條)各箇相離レタル物置モ亦防火牆壁ヲ設ク

ヘシ且其間八十「メートル」以上ノ距離アルヘシ
燃質物ヲ貯蓄スル其他ノ建築物ハ郷邑及ヒ其人家アル附屬地ニ於
テハ堅固ナル壁ト丸形ノ天井ヲ作ルヘシ若シ近隣ヨリ十五「メー
トル」以内ニ在ルキハ鐵窓及ヒ鐵扉ヲ備フヘシ以上ノ經界外ニ於ケル
建築物ハ物置ノ規則ニ從フヘシ

破壊シタル物置ヲ再建スル事

①第二十條 以上ニ於テ郷邑内ノ物置ヲ新築スルヲ禁シタルコトハ破
損シタル物置ヲ再建スルキニモ亦之ヲ適用スヘシ
建築物ノ骨組ノミヲ存シテ全ク新築ニ至ラサル修繕ハ之ヲ新築ト
同一視スヘシ特ニ①屋根ニ至ルマテ壁ヲ新ニシ及ヒ礎ヲ取換フル
コト②屋根檼、束木ヲ取換フルコト③在來ノ物置ニ繼足ヲ爲スコトハ新

築ト看做スヘシ

厩馬車部屋

第二十一條 郷邑ニ於ケルモ住家ニ接シテ厩馬車部屋ヲ設クルコトヲ
得但其間ニハ窓ノナキ防火牆壁ヲ作り屋上ニ三十「メートル」突出
セシムヘシ

又厩馬車部屋ヲ別ニ壁ヲ塗リテ作ルコトヲ得併ナカラ其壁ノ道路又
ハ近隣ニ接スルカ又ハ他ノ建築物ヨリ六「メートル」以内ニ在ルキ
ハ半石ノ厚サニシテ牢固ニ之ヲ作ルヘシ

道路ニ向テ蒸溜所厩等ノ窓ヲ作ル事

第二十二條 蒸溜所及ヒ麥酒製造所其他烟臭氣不健康ナル空氣ヲ生
スル場所ニ於テハ道路ニ向テ窓ヲ作ルコトヲ禁ス繁昌ナル郷ニ於テ

ハ亦警察官署ヨリ道路ニ既ヲ作ルコトヲ禁ス

勞力場乾燥場

第二十三條 窓ヲ開テ勞力ヲ爲ス職工場ハ道路ニ出入口ヲ設クヘカラス勞力場ハ堅牢ニ作り丸形ノ天井ヲ設クルカ又ハ釘付ケスヘシ

葺屑ノ塊其他焚物ヲ乾カス場所ハ六「メートル」高ク木ヲ以テ之ヲ作ルコトヲ得レモ不燃質ノ屋根ヲ葺クヘシ近隣又ハ其他ノ建築物ヨリ六「メートル」以内ニ之ヲ設クルニハ其經界ニ於テ堅牢ナル壁ヲ設クルカ又ハ火ヲ用フル細工場ノ壁ヲ塗ルヘシ

第五章 建築物ノ特別ノ建築法

烟筒

第二十四條 烟筒及ヒ火焚所ノ烟筒ハ不燃質物ヲ以テ之ヲ作ルヘシ壁内ニ設ケタルモノハ燒キタル石ヲ以テ積立油石灰ヲ塗ルヘシ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ支フルモノハ不燃質物タルヘシ

第二十五條 四角形及ヒ丸形ノ烟筒ハ上ヨリ下マテ同一ノ厚サタルヘシ數角又ハ小判形ノ烟筒ハ所有者ニテ相當ノ掃除器ヲ備フルルハ之ヲ設クルコトヲ得

第二十六條 丸形ノ烟筒ハ其形ニ應スル石ヲ以テ作り又ハ陶器ノ筒ヲ被ラスヘシ其陶器筒ハ直立スル烟筒ニ使用スヘキモノニシテ内面ニハ藥ヲ掛ケタルモノナルヘシ

第二十七條 烟筒ノ幅形ハ階梯ヨリ下リテ掃除スヘキヤ又ハ器械ヲ以テ掃除スヘキヤ否ヤニ因テ之ヲ定ムヘシ

階梯ヨリ下リテ掃除スヘキ烟筒ハ經五十一「チェンチメートル」緯三十八「チェンチメートル」タルヘシ

掃除器ヲ用フル烟筒器ハ十六「チェンチメートル」以上二十「チェンチメートル」以下ノ大サヲ有スヘシ

階梯ヲ用フル烟筒ノ經緯三十八及ヒ五十一「チェンチメートル」ヲ越ユルハ別ニ閉鎖器ヲ備フルカ又ハ容易ニ下ルヘク作ルヘシ

階梯ヲ用ヒテ下ル烟筒ハ階梯ヲ以テ下ルコトヲ得サル烟筒ニ通スルコトヲ禁ス其烟筒ハ礦屬ノ筒ニ通シ得ルノミニシテ他ノ烟筒ニ通スルコトヲ得ス

第二十八條 壁裏ニ設ケタル烟筒ハ特立スル筒ニシテ厚ク組立ツヘキモノヲ除キ十二「チェンチメートル」以上厚キ側ヲ有スヘシ周圍

ノ壁ノ内ニアルカ又ハ近隣ニ接スルハ二十五「チェンチメートル」以上側ヲ厚クスヘシ二十五「チェンチメートル」以下ノモノハ木材ト直接ニ觸ル、可カラス必ス其間ニ五「チェンチメートル」以上ノ餘地ヲ設ケ不燃質物ヲ以テ之レニ滿ツヘシ

第二十九條 磨研シタル筒ハ堅牢ナル壁間ニ非サレハ之ヲ用フルコトヲ禁ス且平面ト六十度ニ下ラサル勾配ヲ以テ設クルコトヲ得之ヨリ甚シキ勾配ヲ付ケタルハ其向ノ換リ目ニ掃除口ヲ設ケ且其角ヲ丸ク作ルヘシ

第三十條 屋上ノ絶頂ヲ貫ク烟筒ハ三十「チェンチメートル」以上突出シ其他ノ所ヲ貫クモノハ六十「チェンチメートル」以上突出スヘシ蓋又ハ其他ノ風雨除ハ掃除ヲ妨ケサルニ非サレハ之ヲ設クルコト

ヲ得ス

第三十一條 激發シ易キ物質ヲ貯フル場所ヲ貫ク烟筒ハ上下トモ他ヨリ五十「センチメートル」ヲ隔テ透明ナル物質ヲ以テ包ミ他ノ場所ト全ク別異スヘシ

第三十二條 蓋ヲ有セサル竈ノ烟筒ハ階梯ヲ以テ掃除ヲ爲シ得ヘク作ルヘシ蓋ヲ有スル火焚所及ヒ狹キ烟筒ヲ有スル庖厨ハ別ニ水蒸氣ヲ抜ク管ヲ設クヘシ其管ニハ烟筒ヲ通ス可カラス

第三十三條 烟筒ハ其下ノ部及ヒ屋根下ノ部又ハ二階以上屈曲スルキハ其中央ニ相當ノ掃除口ヲ有スヘシ
其掃除口ニハ礦屬ノ蓋ヲ付ケ密著スヘシ
其口ハ木製ノ階梯ノ下其他ノ木材ノ近傍ニ設クヘカラス必ス木材

ヨリシテ「メートル」ヲ隔ツヘシ

茅葺板葺ノ家屋ニ於テハ屋根下ニ掃除口ヲ設クヘカラス

第三十四條 蒸氣罐及ヒ千八百六十一年七月一日ノ法律ニ掲ケタル製造場ノ烟筒ハ其第二條ニ掲ケタル規則ニ從フヘシ
同法律ニ掲ケサル製造場ノ火焚場ニ於テハ警察官署ヨリ其烟筒ヲ長クスルヲ得

竈、麵麩竈、温メタル空氣ヲ用フル暖爐、

第三十五條 木材ノ上ニ設ケタル竈ハ丸形ノ底ヲ作ルカ又ハ床ヨリ隔テ、之ヲ設クヘシ麵麩竈及ヒ空氣ヲ用フル暖爐及ヒ其他ノ火焚場ハ不燃質物ノ上ニ設ケ壁ヲ以テ圍ヒ丸形ノ天井ヲ作りタル場所ニ設クヘシ暖室ヨリ空氣ヲ引クニハ壁ヲ以テ塗りタル礦屬又ハ不

燃質物ノ管ヲ用ヒ烟筒ノ如ク他ノ木材ヨリ隔タルヘシ

室内ノ暖爐勞力所ノ暖爐

第三十六條 室内ノ暖爐ハ少クモ左ノ距離ヲ有スヘシ

①堅牢ナラサル壁ノ在來ノ家屋内ニ在ルモノヨリ

一其壁ノ木材ニシテ石半ノ厚サニシテ其木ノ隙ヲ塗り又ハ陶器ヲ以テ之ヲ掩ヒタルハ十六「チェンチメートル」

二組物ノ壁磨研シタル板張袋壁ナルハ六十「チェンチメートル」

三木細工ヲ以テ掩フタル板張ナルハ一「メートル」

②堅牢ナラサル屋根ヨリ

一茅葺ニシテ塗りタル物ナルハ三十「チェンチメートル」

三木細工ナルカ又ハ板葺ナルハ六十「チェンチメートル」

暖爐ノ豎幅アル「ブレツキ」ノ板ヲ鋳ノ棒ニテ暖爐ト屋根トノ間

ノ央ニ至ルマテ隔テタルハ①ノ一ノ距離ヲ十六「チェンチメー

トル」ニ②ノ二ノ距離ヲ三十「チェンチメートル」ニ減スル「ヲ得」

鋳製ノ暖爐ニ於テハ鋳ノ板ヲ以テ火難ヲ豫防スル仕掛ヲ設ケサ

レハ以上ヨリ二倍ノ距離ヲ以テ設クヘシ

木其他燃ヘ易キ物ヲ細工スル場所ニ設クル暖爐ハ外側ヨリ火ヲ

焚クヘク口ヲ開クヘシ鋳製ノ暖爐ハ此場所ニ設クル「ヲ禁ス暖

爐ノ前圍蓋ノナキ暖爐及ヒ狹キ烟筒ノ掃除口ハ木製ノ階梯ヨ

リ一「メートル」以上ヲ隔テ、之ヲ設クヘシ(第三十三條)

第三十七條 灰受ケ又ハ室内暖爐ノ火焚場ハ床ヨリ離シテ之ヲ設ケ

其間ニハ二ノ穴ヲ設ケテ空氣ヲ流通セシムヘシ但木ノ床ノ上ニ之

ヲ設クルキニ限ルヘシ

第三十八條 外ヨリ火ヲ焚ク室内暖爐ハ堅牢ナル前圍ヲ作ルカ又ハ別室ニ設クルカ又ハ二二十五「チェンチメートル」以上隔タリタル礦屬ノ二重戸ヲ設クヘシ

第三十九條 暖爐又ハ其他火焚場ノ烟筒ハ周圍ノ壁ヲ貫テ直ニ口ヲ空中ニ開クヘカラス又木製ノ屋根ヲ貫クヘカラス必ス建築物ノ内部ニ於テ烟筒ニ通シ掃除ノ器械ヲ備フヘシ其筒ハ上下トモ六十「チェンチメートル」以上他ノ木材ヨリ隔ツヘシ但地方警察官署ノ許可ヲ得テ別ニ火難豫防ノ仕掛ヲ設ケタルモノハ此限ニアラス激發シ易キ物質ヲ貯フルカ又ハ之ヲ製造スル場所ニ烟筒ヲ貫クヘカラス

烟受ケ掛棹燻室

第四十條 ①烟受ケハ電燒鍍煖窓ノ縁ヨリ十六「チェンチメートル」以上突出シ且之ヨリ一「メートル」以上隔タルヘシ

②燒鍍ハ礦屬ヲ以テ作り竈ヨリ四「メートル」以上隔タルヘシ木製ノ烟受ケ及ヒ掛棹ハ之ヲ禁ス且後來之ヲ作ルヘカラス

③燻室ハ鍍ノ扉又ハ鍍「フレツキ」ヲ著セタル堅牢ナル扉ヲ有スヘシ空氣ノ出入口ハ鍍ノ蓋ヲ備ヘ一條ノ糸ヲ用テ之ヲ開キ糸ノ燒クルキハ自然ト閉ツベク作ルヘシ

在來ノ燻室ニシテ之ヲ支フル壁ノ十分ナル力ヲ有セサルモノハ塹ヲ以テ袋壁ヲ作ルコトヲ得

火焚所ノ扉

建築警察

第四十一條 暖爐及ヒ火焚所ニハ礦屬ノ扉ヲ備フヘシ

暖爐ノ前圍ノ扉ハ「ブレッツキ」ヲ著セタル木ニテ之ヲ作ルコトヲ得但
暖爐ノ口ヨリ三十「チエンチメートル」以上隔タリタルキニ限ル

火焚所ノ前ノ床

第三十二條 暖爐及ヒ蓋ナキ火焚所及ヒ暖爐ノ前ニハ石ヲ敷クカ又
ハ半「メートル」ノ幅ノ礦屬ノ板ヲ敷クヘシ其板ハ火焚場ノ口ヨリ
シテ三十「チエンチメートル」兩方ニ出ツヘシ室内ニテ火ヲ焚ク風
暖爐ニ於テハ運搬スヘキ鐵板ヲ置クヘシ

階梯

第四十三條 住家ノ階梯ハ火ニ燃ヘサルヘク設クヘシ則堅牢ナル壁
ヲ以テ圍ヒ其下部ハ網細工ヲ以テ之ヲ塗ルヘシ階梯ノアル所ノ天

井ハ網細工ヲ以テ之ヲ塗ルヘシ

土間ノ外ニ二階以上アル住家ニハ別ニ二箇所ニ階梯ヲ設ケサレハ
不燃質ノ階梯一箇ヲ設クヘシ其階梯ハ鐵ヲ以テ作り木ヲ用ヒサル
モノ又ハ石ヲ作り木ヲ用ヒタル物又ハ用ヒサル物タルヘシ
又火難ノ恐レアル營業ヲ盛大ニ爲ス建築物又ハ最上級ノ階ニ集會
所若クハ遊戯場アル建築物及ヒ一階以上ノ製造場ニ於ケルモ亦同
シ

以上ニ掲ケタル建築物ニ於テハ警察官署ヨリ數箇ノ階梯及ヒ出入
口ヲ設ケシムルコトヲ得

不燃質物ノ階梯ニ非サレハ木細工ヲ著クルコトヲ得ス
此規則ハ階梯又ハ其周圍ノ壁ヲ改造スル修復ニモ亦適用スヘシ

製造場及ヒ之ト同一ニ看做スヘキ建築物ニ於テハ一年内ニ木製ノ階梯ノ下ノ部ニ油石灰ヲ塗ルカ又ハ其他相當ノ不燃質物ヲ以テ蔽ヒ且全ク木細工ヲ取除クヘシ但堅牢ナル別室内ニ在ルモノハ此限ニアラス

第四十四條 階梯及ヒ屋根下ノ窓ハ欄干又ハ手摺ヲ設クヘシ

明取り場所

第四十五條 明取り場所ハ屋根下ニ至ルマテ堅牢ナル壁ヲ以テ圍ミ之ヨリ上ハ堅牢ニ作り又ハ礦屬ヲ用ヒテ作ルヘシ

明取口空氣取口

第四十六條 明取及ヒ空氣取ノ口ニハ窓又ハ其他ノ仕掛ヲ以テ之ヲ塞クヘシ

屋根ノ製法

第四十七條 住家及ヒ製造場ノ屋根ハ丸形ニ作りタルカ又ハ不燃質物ヲ用ヒサルキハ埴土ヲ塗ルカ又ハ二重ノ天井ヲ著クヘシ其間ニハ鹽又ハ石屑ヲ滿ツヘシ其間ニハ燃質ヲ滿ツルヲ禁ス

建築物内ノ壁

第四十八條 火焚所ノアル場所ノ壁及ヒ板張ハ石灰又ハ其他ノ不燃質物ヲ以テ塗ルヘシ形紙木細工ヲ張りタル壁モ亦此規則ニ從フヘシ

第四十九條 涼場^{バシ}ハ堅牢ニ作り又ハ礦屬ヲ著セ且不燃質物ヲ以テ縁ヲ蔽フヘシ

土間ノ扉等

第五十條 土間ノ扉、通行路、窓店、ハ警察官署ノ許可ヲ得ルニ非サル
ハ道路建築線上ニ通シ又ハ開閉スルコトヲ得ス

警察官署ハ此規則ニ背キタル扉、通行路、窓店ヲ取拂ハシムルコトヲ得
又公益ノ爲メ道路ニ向テ扉ヲ開ルヘキ場合ヲ定ムルコトヲ得

第六章 小ナル建築物及ヒ人道井戸等

家屋ヨリ突出シタル建築物

第五十一條 道路建築線外ニ突出スル建築物ヲ新築、改造及ヒ取拂フ
ニハ（バルコン、段、穴藏ノ段等）地方警察官署ノ許可ヲ受クヘシ又
是等ノ物ヲ修復スルモ亦同シ
是等ノ建築物ヲ許可スヘキヤ否ノ要件ハ各地方ノ警察規則ヲ以テ
之ヲ定ムヘシ

道路ニ接スル土地ニ塙塙ヲ設クルコト

第五十二條 人家ノアル道路ニ於テハ地方警察規則ニ因リ建築セサル
土地ノ道路ニ對スル方ニ塙塙、鐵塙ヲ設ケ之ヲ圍ムヘシ

樹木、杭、車止石

第五十三條 道路（人道、車道ヲ問ハス）ニ樹木ヲ植付、杭又ハ車止ノ
石ヲ建ツルニハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ警察官署ハ何時ナリト
モ其許可ヲ解クコトヲ得ル約束ヲ以テ許可スヘシ

人道

第五十四條 新タニ設クル人道ノ幅ハ通常道幅ノ五分ノ一以上タル
ヘシ

如何ナル方法ヲ以テ土地所有者ヨリ人道ヲ作ルヘキヤ及ヒ之ヲ保

建築警察

存スヘキヤ否ハ地方警察規則ニ從フヘシ

道路ノ溝水落

第五十五條 道路ノ溝又ハ掘割ニ水落ヲ着クルニハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

道路ノ溝ニ架スル橋

第五十六條 土地所有者ハ警察官署ノ求メニ因リ其土地ヨリ道路ニ通スル爲メ溝ノ上ニ橋ヲ設ケテ之ヲ維持スヘシ
其方法ハ警察官署ヨリ之ヲ命スヘシ

井戸

第五十七條 巨大ナル製造場ノアル土地ニハ警察官署ノ求メニ因リ井戸ヲ掘リ之ヲ維持スヘシ

灰溜場芥溜場

第五十八條 灰ヲ溜ル場ハ堅牢ナル壁ヲ以テ作り丸形ノ天井ヲ作り又ハ鐵ノ板ヲ以テ蔽フヘシ
流動物流シ場芥塵場ヲ設クルニハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
芥塵場ハ地内又ハ壁内ニ於テ濕氣ノ漏レサル様作り之ヲ密封スヘシ

此規則ニ背クモノハ一年内ニ改造セシムヘシ

第七章 建築ノ材料及ヒ其著手

石ノ大サ

第五十九條 此布達ニ於テ石ヲ尺度ニ爲シタルモノハ二十五「チエ」ンチメートルノ堅ニシテ十二「チエ」ンチメートルノ幅及ヒ六半「チ

エンヂメートルノ厚サヲ有スヘシ

油石灰

第六十條 火焚場ノ壁(第十二條)及ヒ烟筒(第二十四條)ヲ除キ火焚所及ヒ「ロフト」「石ニハ(第十三條)埴ヲ用フヘシ其他ハ石灰「セメン」ト又ハ「ギブス」ヲ用フルコトヲ得

住家ヲ塗ルコト

第六十一條 住家ノ内外ノ壁ハ建前ヲ終リタル後(第八條)六週ヲ經ルニ非サレハ之ヲ塗ルコトヲ禁ス但其時間ノ全部又ハ一部十月ヨリ三月ニ跨ルキハ其内ノ日數ヲ延期スヘシ

足場

第六十二條 足場又ハ柵ヲ設ケ及ヒ之ニ因テ通行ヲ妨クルニハ地方

警察官署ノ許可ヲ受クヘシ又警察官署ヨリ足場規則ヲ發スルモ隨意タルヘシ

建築物ヲ取毀ツコト

第六十三條 建築物ノ全部又ハ一部ヲ取毀ツニハ必ス試験ヲ經タル職工ヲ立會スヘシ

取毀ツ以前ニ地方警察官署ニ其旨ヲ届出ツヘシ

第八章 通則

地方建築警察規則

第六十四條 此布達ヲ施行スル前ニ縣廳ノ許可ヲ得テ一郷ニ施行スヘキ警察規則ヲ發スルコトヲ得

第六十五條 郷ノ經界内ニシテ其人家アル處又ハ其人家アル所屬地

建築警察

ヨリ七百五十「メートル」以上隔タリタル土地ハ其新築及ヒ修繕ニ付キ千八百四十七年十月十一日(千八百七十二年三月十五日)ノ郡警察規則ニ因テ廢セリ)ノ郡建築警察規則及ヒ其細則ニ從フヘシ但未タ警察官署ニ於テ建築圖ヲ作ラサルカ(第四條)又ハ地方警察規則ニ於テ(第六十四條)別ニ定メサルキニ限ルヘシ
郷内又ハ其所屬ノ人家アル地内又ハ之レニ接スル村里ハ千八百四十六年七月十七日ノ布告ニ因リ縣廳ヨリ郷ノ建築警察規則ヲ遵奉セシムルヲ得

罰則

第六十六條 此布達ニ背キタル職工及ヒ建築物所有者ハ「ターレ」以上十「ターレ」以下ノ罰金又ハ無力ナルキハ相當ノ禁獄ニ處

スヘシ但刑法又ハ此布達ニ引用シタル警察規則ニ於テ他ノ罰ヲ定メタルモノハ此限ニ在ラス

地圖面及ヒ建築圖ニ掲ケタル箇條特ニ尺度ノ相當ナルヤ否ニ付キテハ第六條ニ因リ署名シタル者皆同一ノ責ヲ負擔シ其正當ナラサルキハ各前項ノ刑ニ處セラルヘシ

法ニ背キタル建築物ヲ改造セシムル事

第六十七條 地方警察官署ハ其許可ニ違ヒタルカ又ハ許可ナクシテ建築シタル所有者ヲシテ改造セシメ或ハ全ク之ヲ毀タシムヘシ但本人ヲ罰スルハ格別ナリトス

例外

第六十八條 其場所ノ情況ニ因リ縣廳ハ此布達ノ例外ヲ許スヲ得

(現今ハ千八百七十六年七月廿六日ノ地方行政權限法第百五十六條ニ因リ縣輔佐官ニテ其許可ヲ爲スヘシ)

○千八百七十七年三月二十六日ニ千八百七十二一年一月二十六日ノ郷警察規則ヲ増補シタリ

千八百五十年三月十一日ノ警察規則第六條第十二條及ヒ千八百七十五年六月二十九日ノ州規則第七十六條ニ因リ州會ノ意見ヲ聞キタル後州輔佐官ノ承諾ヲ得テ「フランデンプルヒ」州内ニ布達スル「左ノ如シ

千八百七十二一年一月二十六日ノ「ポツタム」縣警察規則第六條及ヒ同年二月十八日ノ「フランクフルト」(アヲ)縣警察規則第六條ニ於テ建築願書ニ地圖面ト建築圖トヲ添ヘテ差出スヘキト定メタルモ

ノハ假令新ニ火焚場ヲ設ケス又在來ノモノヲ改造セサレトモ二階以上ノ大家ヲ新築改造修繕スルキハ亦之ヲ適用スヘク且其建築圖ニハ各階ノ全圖及ヒ堅切圖道路ノ建築ニ於テハ仍ホ前面ノ圖ヲ掲クヘシ

○道路建築線及ヒ建築圖ヲ作ル「ニ付キ千八百七十六年五月二十八日ニ内務省ヨリ左ノ布達ヲ發シタリ

千八百七十五年七月二日ノ法律(郷郡ニ於ケル道路明地ヲ設ケル法律)第二十條ニ因リ道路建築線ヲ定ムルニ付キ同等ノ便利ナル手續ト其便宜ナルヤ否ヲ判定スルニ付キ相當ナル事由トヲ定メンカ爲メ左ノ布達ヲ發セリ

總則

建築警察

第一條 道路建築線ヲ定ムルニハ(千八百七十五年七月二日ノ法律

第一條ヨリ第四條マテ)左ノ條々ニ於テ(第十三條)別ニ定メナキ
ルハ左ノ圖面ヲ作ルヘシ

一 地圖面

①道路ノ全部又ハ一部ノ新築又ハ改造ニ付キ道路建築線ヲ定ム
ルタメノ道路建築圖

②地方ノ全部又ハ一部ノ道路建築線ヲ定ムル爲メノ建築圖

③全地圖

二 高低圖

①地圖面ニ道路ノ豎切圖ヲ掲クル

②地圖面ニ道路ノ横切圖ヲ掲クル

③地圖面ニ道路ノ屈曲及ヒ高低ヲ掲クル

三 明細書

第二條 前條ノ圖面ニハ左ノ箇條ヲ掲クヘシ

①當時ノ情況

②道路建築圖ニ因リ道路及ヒ明地ヲ設ケタル後ノ情況

其圖面ハ誓約ヲ爲シタル測量家ニテ之ヲ作ルカ又ハ之ヲ公證シ且
試験ヲ受ケタル建築家又ハ團結ノ建築官之ニ手署ヲ爲スカ又ハ是
等ノ者一名ト共ニ之ヲ作り其手署ヲ有スヘシ但建築官モ亦圖面ヲ
公證スルコトヲ得

③當時ノ情況ヲ掲クル

一 地圖面

建築警察

第三條 地圖面ノ(道路建築圖及ヒ建築圖)尺度ハ通常千分ノ一ノ割合ヨリ小ナルヘカラス連續スル道路ハ其儘圖面ニ掲クヘシ之カ爲メ建築圖ノ範圍巨大ト爲リ不便利ト爲ルルハ(第十二條)二千五百分ノ一ノ割合ヨリハ小ナル尺度ヲ用フルコトヲ得但各路ニ付キ別ニ千分一以上ノ尺度ヲ用ヒタル道路建築線圖ヲ作ルヘシ
各圖面ニハ全地圖面ヲ添フヘシ其圖面ハ在來ノ圖面又ハ其拔萃ヲ用フルコトヲ得

第四條 地圖面ニハ之レニ關係アル土地及ヒ其周圍ノ土地ヲ掲ケ交通火難及ヒ衛生上ノ利害ヲ(同法律第三條)判定シ易カラシムヘシ
在來ノ建築物、道路、家屋間ノ空地、庭園、井戸、水落シ、等及ヒ地方ノ經界、所有ノ經界、耕作ノ經界ハ黑筋ヲ以テ印シ又明白ヲ要スルルル

ハ淡彩色ヲ以テ印スヘシ其他土地登記簿ニ掲ケタル土地ノ番號又ハ其他ノ名稱其簿册アラサルルハ地稅簿中ノ番號及ヒ所有者ノ氏名ヲ記スヘシ

當時ノ情況ニ關スル文字及ヒ數字ハ黑字ヲ以テ記スヘシ又圖面ニハ地位及ヒ尺度ヲ記スヘシ

二 高低

第五條 土地ノ高低ハ世上一般ニ知ラル、一定ノ點則チ近傍ノ水ノ高低尺ノ零點又ハ「アムステルダム」ニアル水ノ高低尺ノ零點ニ因リ數字ヲ畧セス之ヲ掲クヘシ道路建築線又ハ建築圖ノ道路ノ豎切圖ハ其地圖面ノ尺度及ヒ百分ノ一ノ高低ニ因テ之ヲ掲クヘシ但第十三條ニ因リ例外ヲ許シタルモノハ此限ニアラス

高低圖ノ道路ノ中央ニ當ル線ハ百「メートル」毎ニ之ヲ分チ又其内ヲ五十「メートル」以上ニ分チ其地圖面ニ於テ赤キ點ヲ以テ印スヘシ地面ニ大ナル變化ヲ生セシムルカ又ハ近傍ノ建築物牆壁道路等ニ大ナル關係アルキハ横切ノ圖ヲ掲クヘシ其圖ハ二百五十分ノ一以上ノ尺度ヲ以テ之ヲ作り豎切圖トノ關係ヲ位置番號ヲ以テ明カニスヘシ又横切圖ト高低圖トノ位置ヲ直徑ニ掲ケサルキハ亦其位地ヲ地圖面ニ掲クヘシ其他丘又ハ山形スル土地ノ建築圖ニハ高低圖ニ因リ其屈曲ヲ一「メートル」以上五「メートル」以下ノ高サヲ黑點ヲ以テ記シ其傍ニ數字ヲ以テ高低ヲ明カニスヘシ高低ノ數ハ「メートル」ヲ以テ記シ且一位以下二位ヲ以テ其零數ヲ除クヘシ

第六條 高低圖ニハ在來ノ道路及ヒ周圍ノ土地ノ高低ヲ記シ交通水落シノ情況及ヒ後來ノ繼足ノ如何ヲ判定シ易カラシムヘシ又豎横切圖ニハ建築ニ關係アル水流ノ高低點在來ノ水堰板水面高低尺又評定シ得タルキハ水面又必用ナルキハ沼其他建築ヲ妨クル地素、在來家屋ノ敷居近傍ノ鐵路ノ高低等及ヒ建築ノ高低ノ根據トナル點ヲ掲クヘシ其水面ハ青ク印シ其他ノ物件及ヒ其位置ハ黒ク印シ地面ハ茶色ニ印シ地素ハ彩色ヲ以テ之ヲ印スヘシ

㊦道路建築線ニ因リ道路明地ヲ設ケタル後ノ情況

總則

第七條 圖面ヲ作ルニハ千八百七十五年七月二日ノ法律第三條ニ因リ當時ノ情況ノミナラス後來ノ情況ヲ掲クヘシ

又衛生火難上ノ利害ヲ圖リ明地及ヒ井戸ヲ適宜ニ割付クルコニ注意スヘシ

新築ノ道路ニ於テ建築ヲ爲スヘカラサル經界ハ左ノ如ク定ムルヲ善トス

①本道ニシテ通行ノ繁多ナル道路ニ於テハ三十「メートル」以上

②長キ支道ニ於テハ二十「メートル」以上

③其他ノ道路ニ於テハ十二「メートル」以上

(イロ)ニ掲ケタル堅ノ傾斜ハ五十分ノ一又ハ四十分ノ一ヲ越ユヘカラス溝ニ在テハ二百分ノ一ヲ下ルヘカラス

各則

一 地圖面

第八條 新築又ハ改造スヘキ道路明地ハ赭色ヲ以テ全地圖ニ印スヘシ

地圖面ニ於テハ太キ赤線ヲ以テ建築線ヲ印スヘシ建築線ト道路線ト合セサルキハ道路線ハ細キ線ヲ以テ印シ其間ハ淡緑ヲ以テ塗ルヘシ溝ハ濃青色ノ細キ線ヲ印シ蓋ヲ有スル水落ハ點線ヲ以テ印シ青キ矢ヲ以テ流水ノ方向ヲ示シ道路明地ハ淡赤ヲ以テ印シ建築スヘカラサル側ハ綠色ヲ以テ印スヘシ道路建築線ニ因リ後來破壊スヘキ建築物ハ淡彩ヲ以テシ破壊スルコ能ハサル建築物ハ濃彩ヲ以テ印スヘシ

道路明地ノ番號其他ノ稱號及ヒ其幅ハ赭色ヲ以テ地圖面ニ印スヘシ

二 高低圖

第九條 豎切圖ニ於テハ道路ノ高低特ニ其上面ハ赭色ノ線ヲ以テ印シ其高キ處ハ淡赭色低キ處ハ茶色ヲ塗ルヘシ其他橋梁水落シ地中ノ溝等ハ幅ト高サヲ以テ之ヲ印スヘシ道路ノ傾斜ノ終ル所道路ノ交叉及ヒ支分スル所及ヒ其他着目スヘキ所ハ赭色ヲ以テ其位置ヲ印シ且其高低ハ赭色ヲ以テ印スヘシ

水落ノ高低ハ青色ヲ以テ印スヘシ

傾斜ノ終ル所ヨリ次キノ傾斜ノ始ル所マテノ長サハ之ヲ合算シ豎切圖ノ上ニ於テ傾斜ノ割合ヲ以テ赭色ニテ印スヘシ道路ノ名稱番號又ハ其他ノ稱號ハ地圖面ト等シク豎切圖ノ上又ハ下ニ記スヘシ

地圖面ニ數箇ノ豎切圖ヲ掲ケタル時ハ双方相合スヘキ點ヲ定メ其位置ヲ印スヘシ

第十條 道路建築線ヲ定ムヘキ道路ニ於テハ其幅ノ異ナル毎ニ横切ノ圖ヲ作ルヘシ第五條ノ場合ニ於テハ之ニ應シテ其圖面ヲ増シ又ハ之ヲ廣クスヘシ

横切圖ノ彩色ハ豎切圖ノ彩色ニ同シ

三 明細書

第十一條 道路建築線圖及ヒ建築圖ニハ明細書ヲ添フヘシ

明細書ニハ建築スヘキ土地ノ舊來ノ性質使用法水落及ヒ建築スヘキ理由及ヒ道路及ヒ其水落ノ位地、幅等ニ因リ必用ナル處分法又必用ナル時ハ以上ノ理由ヲ記スヘシ

明細書ニハ左ノ書面ヲ添フヘシ

一新築改造又ハ延暢スヘキ道路明地ヲ表ノ如ク印シタル道路ノ明細書道路明細書ニハ左ノ箇條ヲ掲クヘシ

①道路ノ名稱番號其他ノ稱號

②建築線又ハ道路線間ノ幅

③道路ノ豎ノ傾斜及ヒ其長短或ハ部分ヲ爲シテ記スルコアリ或ハ一箇ニ記スルコアリ

二道路建築線ニ跨カル土地ノ測量書ハ地圖面及ヒ道路明細書ニ因リ表ノ如ク作り左ノ箇條ヲ記スヘシ

④關係アル所有者ノ氏名住所等

⑤土地登記簿又ハ地租簿ニ掲ケタル番號又ハ其他ノ稱號

ハ道路明地ニ供スヘキ地面ノ大小

ニ其使用法

⑥道路線建築線ニ跨カル在來ノ家屋ノ稱號及ヒ詳細又後來取拂フヘキ建築物ノ稱號及ヒ明細

⑦餘有地ノ大小

⑧地方警察規則ニ因リ餘有地ニ建築シ得ルヤ否

第十二條 圖面及ヒ書面ハ卷クヘカラス本挾（本挾ニ入レ又ハ厚紙ノ表紙ヲ著クヘシ絹地ヲ用フヘキ圖面ハ表紙ヲ著クヘシト雖モ五「デチメートル」以上六十「チエンチメートル」以下ノ大サタルヘシ必用ナルハ別紙ヲ粘付シテ疊込ムヘシ

例外

建築警察

第十三條 左ノ場合ニ於テハ明細ヲ記シタル地圖面一通ヲ以テ足レ
リトス

① 在來ノ道路ヲ修繕又ハ變造スルニ因リ其地面ノ高低ヲ變セサル
ル

② 大ナル郷ニ近接セサル郡及ヒ小ナル郷ノ道路ヲ少シク廣大延暢
スルル但大ナル製造場停車場又ハ墳墓又ハ火難往來及ヒ衛生上
ニ關係アル建築ノ爲メニアラサルルニ限ル

③ 至急ニ道路建築線ヲ定ムヘキ場合ニシテ團結長官及ヒ其會ト地
方警察官署トノ意見ニ因リ詳細ノ圖面ヲ要セサルル

其他最初ニ建築道路線ヲ定ムヘキ官署ハ場合ニ因リ例外ヲ許シ
且以上ノ規則(第一條ヨリ第十二條)中遵奉スルニ及ハサルモノ

ヲ定ムルヲ得

凡テ例外ヲ許シタル場合ニ於テハ(イロハ)ニ掲ケタルモノヲ合
シ千八百七十五年七月二日ノ法律ニ因リ道路建築線ヲ定ムル官
署ハ何時ニテモ第一條ヨリ第十二條マテノ規則ニ從テ其圖面ヲ
増補セシムルヲ得

建築學ニ背キ建築ヲ指揮又ハ作爲シ他人ニ危害ヲ加ヘ易カラシム
ル者ハ九百「マルク」以下ノ罰金又ハ一年以下ノ禁獄ニ處スヘシ(獨
逸刑法第三百三十條)

建築家又ハ機關士ト爲リ政府ニ奉職スル者ノ試験規則千八百七十
六年六月二十七日ノ規則及ヒ千八百七十九年二月十九日ノ増補規
則ナリトス

建築警察

伯林ニアル建築學校規則ハ千八百六十八年九月三日ニ廢シタリ
國內警察官署ノ許可ヲ受ケスシテ土地又ハ開墾地ニ名稱ヲ付スル
カ又ハ在來ノ名稱ヲ變シタル者ハ「二十」ターレル」ノ罰金ニ處スヘ
シ(千八百十七年九月二十日ノ縣廳布達及ヒ千八百十年三月二十
一日ノ内務省布達)

運搬スヘキ厩ヲ禁スルニ付キ千八百七十七年十月五日ニ左ノ布達
ヲ發シタリ

千八百七十五年六月二十九日ノ州規則第七十六條ニ因リ「ブラン
デンブルヒ州」ノ州輔佐官ノ承諾ヲ得タル後千八百五十年三月十
一日ノ警察規則第六條第十二條及ヒ第十五條ニ從テ州内ニ左ノ條
々ヲ布達シ舊來ノ警察規則ヲ廢止シタリ

第一條運搬スヘキ厩ハ將來ハ之ヲ設クルコトヲ禁ス

第二條在來ノ厩ハ此布達ノ效力ヲ得ル日ヨリ五年内ニ之ヲ取拂フ
ヘシ

第三條此規則ニ背キタル者ハ三十「マルク」以下ノ罰金ニ處スヘシ
但土地所有者及ヒ厩ヲ建築又ハ使用シタル者モ同シク其刑ニ處
セラルヘシ

第四條地方警察官署ハ前條ノ刑ノ外ニ強テ厩ヲ取拂ハシムヘシ

○官署ノ許可ヲ受ケスシテ郷内ノ道路又ハ明地ニ在ル建築物ヲ取毀
ツヘカラス(普國法律全書第一篇第八章第三十六條ヨリ第五十九
條マテ)

其箇條ハ左ノ如シ

第三十六條 官署ノ許可ヲ受ケスシテ郷内ノ道路明地ニ接スル建築物ヲ取毀ツヘカラス

第三十七條 其建築物ノ所有者ハ建築物ヲ維持シテ公衆ニ危害ヲ加ヘサラシムヘシ

第三十八條 所有者ニ於テ其義務ヲ怠リ建築物ノ崩壞又ハ公衆ニ危害ヲ加フルノ恐レアルトハ官署ヨリ相當ノ期限ヲ定メ修繕ヲ爲サシメ若シ爲サ、ルトハ強テ之ヲ爲サシムヘシ

第三十九條 仍ホ修繕ヲ爲サ、ルトハ所有者ノ費用ヲ以テ官署ヨリ相當ノ修繕ヲ爲サシムヘシ

第四十條 所有者ニ於テ其費用ヲ出ス可能ハサルカ又ハ之ヲ肯セサルトハ官署ヨリ其建築物ヲ公賣ニ付スルコトヲ得

第四十一條 建築物ノ買受人ハ必ス之ヲ修繕スルノ義務ヲ負擔スヘシ

第四十二條 仍ホ其代價ニ剩餘アルトハ原ノ所有者又ハ其債主ニ之ヲ交付スヘシ

第四十三條 然レモ官署ニ於テ臨時危害ヲ豫防スル爲メ消費シタル價ハ最初ニ其賣上代價ヨリ扣除スヘシ

第四十四條 買受人ナキトハ建築物ノ維持修繕法ニ付キ其土地ヲ抵當ニ受ケタル債主ノ意見ヲ聞クヘシ

第四十五條 債主間ニ協議ヲ遂ケサルトハ修繕ノ外ニ他ノ債主及ヒ所有者ノ爲メ最モ利益ト爲ル契約ヲ爲ス者ニ建築物ヲ讓渡スヘシ

第四十六條 債主中ニ最モ高價ニ讓受クヘキ者ナキハ最初ノ債

主ヨリ止タ修繕ノ義務ヲ負擔シテ其建築物ヲ讓受クルコトヲ得

第四十七條 最初ノ債主ニ於テ讓受ヲ欲セサルハ次キノ債主ニ

テ之ヲ讓受ケ漸次ニ其次キノ債主ニテ讓受クルコトヲ得

第四十八條 債主悉ク修繕ノ義務ヲ負擔スルコトヲ欲セサルハ其

地ノ土地賣買世話人ニ讓渡スヘシ

第四十九條 郷官ハ此場合ニ於テ修繕ノ義務ヲ負擔シタル者ニ家

屋所有權ヲ交付スルコトヲ得

第五十條 然レモ未タ其義務ヲ負擔スル者ナキ間ハ原ノ所有者及

ヒ其債主ヨリ修繕センコトヲ申立ルコトヲ得

第五十一條 此場合ニ於テ他人ニ讓渡スコトヲ拒マント欲スル所有

者又ハ其債主ハ速ニ官署ニ修繕ノ保證ヲ爲スヘシ

第五十二條 他ノ情況同シキハ所有者ハ債主ニ先ツモノトス

第五十三條 第四十六條第四十七條第五十條ノ場合ニ於テ債主ノ

一人ニ讓渡シタルハ其他ノ債主ハ其土地ニ關スル權ヲ失ヒ第

四十八條ノ場合ニ於テ賣買世話人ニ讓リ渡シタルトキハ債主ハ

皆其權ヲ失フヘシ

第五十四條 第四十九條ノ場合ニ於テ郷官ヨリ修繕ノ義務ヲ負擔

セント欲スル者ヲ求ムルハ其義務ノ外ニ他ノ利益ヲ與ヘント欲

スルニ於テハ賣買世話人ニ讓渡スヘシ

第五十五條 然レモ原ノ所有者ハ第四十八條ニ因リ賣買世話人ニ

其家屋ヲ引渡シ且之ヲ使用スヘカラサル時ヨリシテ其土地ニ附

着スル義務ヲ免カルヘシ

第五十六條 郷官ノ盡力ニ因ルモ破壊シタル家屋ヲ修繕スルヲ能ハス仍ホ公衆ニ危害ヲ加ヘシムルノ恐レアルキハ自カラ之ヲ取毀チ其材料ヲ公賣ニ付スルヲ得

第五十七條 然レモ其代價ハ臨時相當ノ修繕ヲ爲シタル賣買世話人ニ交付スヘシ

第五十八條 第三十六條以下ニ於テ郷内ニ破壊シタル家屋ニ係ル規則ハ火難又ハ其他ノ災厄ニ因リ破壊シタル家屋所有者ニ官署ヨリ期限ヲ定メテ修繕ヲ命スルモ仍ホ之ヲ爲スヲ能ハサルカ又ハ之ヲ肯セサルキニモ亦之ヲ適用スヘシ

第五十九條 災難ノタメ保險會社ヨリ給與スヘキ金額及ヒ其他ノ

賑恤金ハ舊來ノ所有者ニ交付シ又ハ其家資分散高ニ加算スヘカラス必ス土地讓受人ニ之ヲ交付スヘシ

○建築ノ際土地所有者ノ制限特ニ近隣ノ者ニ對シ受クル制限ハ普國法律全書ノ第一篇第八章第六十五條ヨリ第八十二條ニ掲ケタリ其重要ナル條件ハ左ノ如シ

第六十五條 土地所有者タル者ハ其土地ニ於テ建築ヲ爲シ又ハ在來ノ建築物ヲ改造スルノ權アリ

第六十六條 然レモ公衆ニ危害ヲ加ヘ又ハ郷内及ヒ明地ヲ不潔ナラシムル新築及ヒ改造ハ之ヲ爲スヘカラス

第六十七條 故ニ郷ニ於テ新築セント欲スル者ハ豫メ官署ニ届出テ其意見ヲ聞クヘシ

第七十三條 道路ニ建築シテ步騎馬車ニ危害ヲ加ヘシムヘキ者ハ

官署ニ於テ之ヲ許スヘカラス

第七十四條 公衆ノ往來ニ於テハ他人ヲ害スヘキ物件ヲ窓ノ前又

ハ家屋ニ排陳シ又ハ懸クルコトヲ禁ス

第七十八條 道路明地ハ之ヲ狹隘又ハ不潔ニ爲シ又ハ其他ノ害ト

ナルヘキコトヲ爲スヘカラス

第七十九條 特ニ官署ノ許可ヲ受ケスシテ道路ニ對シ穴藏ノ出入

口又ハ其他ノ建繼ヲ爲スヘカラス(其他第一百二十條ヨリ第一百八

十九條ヲ見ルヘシ)

○城寨ノ近傍ニ於テ建築ヲ爲シ又ハ其他土地ヲ變スルモノハ城寨ヨ
リ六百「メートル」九百七十五「メートル」二千二百五十「メートル」ヲ

隔ツルニ因テ各其制限ヲ受クヘシ最初ノ二ツノ距離内ニ新築改造
修繕ヲ爲ズニハ城寨司令長官又ハ獨逸城寨委員ノ許可ヲ受クヘシ
其許可ヲ受ケサルカ又ハ之ニ違テ新築修繕改造ヲ爲シタルカ又ハ
之ヲ爲サシメタル者ハ五十「メートル」以下ノ罰金ニ處スヘシ
其建築ニ加ハリタル建築家又ハ職工モ亦同一ノ刑ニ處スヘシ(千
八百七十一年十二月廿一日ノ獨逸法律第三十二條)

○村里ニ於テ警察官署ノ許可ヲ受ケスシテ建築ヲ爲サルヘク注意
セサル村里長ハ一「ターレル」以上十「ターレル」以下ノ罰金ニ處スヘ
シ(千八百四十二年五月廿八日ノ縣廳布達)

千八百六十九年六月二十一日ノ營業規則第二十九條以下ニ因レハ
左官等ノ職ハ其技術ニ達シタルノ證書ヲ要セスト雖モ獨立シテ其

業ヲ始ムル前ニ團結官署ニ届出ツヘキ義務ハ仍ホ存スヘキモノト
ス(營業規則第十四條)

若シ届出テサルキハ營業規則第四百四十八條ニ因リ百五十「マルク」
以下ノ罰金又無力ナルキハ四週間以下ノ拘留ニ處スヘシ

○政府ノ建築物ニ使用スル煉化石又ハ石ノ形ニ付キ千八百七十一年
一月二十七日ニ縣廳ヨリ左ノ布達ヲ發シタリ

千八百六十八年八月十七日ノ獨逸度量衡規則ニ因リ政府ノ建築物
ニ使用スル煉化石ノ形ニ付キ左ノ條々ヲ布達セリ

第一 千八百七十二年一月一日ヨリハ政府ノ建築物ニ供スヘキ石
ハ二十五「チェンチメートル」ノ長サ十二「チェンチメートル」ノ幅
六半「チェンチメートル」ノ厚サヲ有スヘシ但其建築ニ因リ別ノ

形ヲ要スヘキモノハ此限ニアラス

第二 別ノ形ヲ有スル石ヲ用フヘキキハ縣廳ヨリ之ヲ定ムヘシ

第三 千八百七十二年一月一日ヨリ建築スル費用ノ豫算ハ通常ノ
形ニ因テ之ヲ爲スヘシ

第四 舊來ノ石ノ形ニ係ル規則ハ千八百七十二年一月一日ヨリ之
ヲ廢ス

杭ハ土中ニ打込ム前ニ地面上「一フース」ニ至ルマテ火ニ焙ブルカ
又ハ之ヲ燒クヘシ(千八百二十三年一月二十一日ノ縣廳布達)
郷内ノ墻壁、關門、塔、等ノ全部又ハ一部ヲ毀チ又ハ改造スルニハ其
官署ヨリ縣廳ノ許可ヲ受クヘシ(千八百三十年六月二十日ノ布告)

身躰保護及ヒ衛生警察規則

第一身躰保護ノ警察

河川ニ於テ水泳ヲ爲スニハ危害ナラサル水泳所ヲ設クヘシ

氷上ヲ疾行スルニハ警察署ヨリ定メタル場所ニ限ルヘシ

船ヲ浮フルニハ其術ニ巧ニシテ酒ヲ嗜マサル水手ヲ備ヒ幼者ヲ携行スヘカラス其船ハ堅牢ナルヘク且多人數ヲ載スヘカラス夜中又ハ暴風雨ノ時ハ初ヨリ船ヲ浮フルコトヲ爲スヘカラス若シ浮ヘントスルニハ十分ナル用意ヲ整フヘシ(千八百十七年八月三十一日ノ縣廳布達)

貸船ヲ所持スル權ハ千八百六十九年六月廿一日ノ營業規則ヲ適用スヘカラス(第六條)「ゴンドルン」其他ノ運送器ヲ以テ一地方内ノ

通行ヲ便ニスルハ地方警察官署ノ規則ニ從フヘシ(營業規則第三十七條ヲ見合スヘシ)

「グラド」^一「テール」^トノ間ニ於テ「ハーベル」川ニ小舟ヲ浮ヘテ通行ヲ便ニスルハ千八百七十六年三月四日ノ縣廳布達ニ從フヘシ

○航海者案針者水先キ案内者ハ管轄行政官署ノ證書ヲ以テ其器量ヲ證スヘシ

連邦委員局ハ器量ヲ證スル證書ニ係ル規則ヲ發スヘシ(營業規則第三十一條千八百七十年五月三十日ノ布達千八百七十二年十二月二十七日航海者規則ヲ見合スヘシ)

蒸氣船ノ機關士ハ案針者ト同一ニ看做スヘシ(千八百七十八年六月十一日ノ獨逸法律)

○井戸ヲ蔽ハサルカ又ハ修復ヲ怠リ他人ニ危害ヲ加ヘシムル者ハ千「マルク」以下ノ罰金又ハ拘留ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百六十七條第二十二)

道路ニ穴ヲ穿テ之ヲ蓋ハサル者モ亦前項ト同一ノ刑ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百六十七條第十二)

砂石埴土陶器用ノ土等ヲ掘取ルニハ地方警察官署ノ規則ニ從フヘシ十八歳未滿ノ者ハ年長者ノ監督ヲ受クルニ非サレハ是等ノ業ヲ爲サシムヘカラス又火藥ヲ以テ石ヲ割ル業ハ其規則ニ從フヘシ此等ノ規則ニ背ク者ハ三十「マルク」以下ノ罰金ニ處セラルヘシ(千八百六十三年四月十日ノ縣廳布達)

○許可ナクシテ激發物又ハ彈藥等ヲ製造スル者ハ百五十「マルク」以

下ノ罰金又ハ拘留ニ處スヘシ又激發物ヲ保存運送スルニ當リ又ハ
激發物ヲ製造販賣スルニ當リ其規則ニ背ク者ハ同一ノ刑ニ處スヘ
シ(獨逸刑法第三百六十七條ノ第四第五)

彈藥製造場ヲ設クルニハ許可ヲ受クヘシ(營業規則第十六條)

彈藥保存販賣運搬ニ付キ千八百七十九年八月廿九日ニ通商營業卿
及ヒ内務卿ヨリ警察規則ヲ發シタリ

本年七月十三日ノ連邦委員局ノ決議ヲ實行スルニ付キ通商營業卿
及ヒ内務卿ハ千八百七十五年六月廿九日ノ州規則第八十五條三項
第七十七條及ヒ第七十八條ニ據リ東西「プロイセン」州「プランドン
プリヒ」州「ボンメルン」州「シユレイジユン」州及ヒ「サクソン」州ノ爲
メ激發物取扱ニ係ル警察規則ヲ發シタリ

第一條 左ノ規則ニ從フヘキ激發物ハ左ニ掲クル者ヲ云フ彈藥、破

裂火藥、「ニトログーチエリエン」(破裂油ナリ)及ヒ「ニトログリチ

ユリエン」製ノ物則チ地雷火「ニトログリチユリント」(激發セサル

火藥トノ乾性混合物ヲ云フ)「ホロール」酸鹽及ヒ「ピクリーン」酸鹽

性ノ激發混合物激發水銀激發銀及ヒ是等ノ制作物

此規則ニ於テハ左ニ掲クル者モ亦激發物中ニ含メリ

「ブルヘルムニチラン」烟火製ノ物「ドンドロ」(陸海軍ノ用ニ供スル

激發セサル「ドンドロ」ヲ除ク)

激發セサル「ドンドロ」「ドンドロ」紙、「ドンドロ」鏡「ドンドロ」管ハ此

規則中ニ含蓄セス

一 激發物ノ運搬

身体保護及衛生警察

總則

第二條 左ニ掲クル者ハ運搬ヲ爲スヘカラス「ニトログリチエリン」及ヒ「ニトログリチエリン」ノ濕性混合物「ニトログリチエリン」ト激發物トノ混合物「ニトリ―ソテルチユルローセ」及ヒ「プルウエ
ルゼエチユン」等

「ホロ―ル」酸鹽及ヒ「ピクリエン」酸鹽性ノ混合物
「クナルクエツキ」水銀「クナル」銀及ヒ是等性ノ物

① 激發物ノ陸地運搬ノ事

第三條 人ヲ運搬スル馬車ヲ以テ同時ニ激發物ヲ運搬スルコトヲ禁ス
但已ムヲ得サル場合ニ於テ氷ヲ割ル破裂管及ヒ其管ニ滿ル火藥ヲ
須臾間ニ護送スルハ格別ナリトス

第四條 激發物ハ木製ノ箱桶ニ入レ之ヲ密閉シテ散逸セシメサル

様注意スヘシ且鐵輪ヲ掛ケサルモノハ之ヲ他ノ箱ニ入ルヘシ

硝硝ハ礦物製ノ箱ニ詰ルコトヲ得但鐵製ヲ禁ス箱桶ニ詰ル前粒製ノ
硝硝ハ布袋ニ入レ粉製ノ硝硝ハ革袋ニ入ルヘシ地雷火ハ管中ニ入
レテ運送スルコトヲ得ルノミ之ヲ管ヨリ出シテ運送スルコトヲ禁ス

地雷火ノ管及ヒ彈藥綿製ノ管(搗キテ粉トナシタル木綿ヨリ製シ
テ「パラヒ―ン」ヲ着セタル管ナリ)是ハ紙ニテ上包スヘシ是等ノ物
及ヒ其他ノ「ニトロチエルローセ」ハ「ドンドロ」ヲ添フヘカラス又「ド
ンドロ」ト同一ノ箱ニ詰ムヘカラス

彈藥木綿及ヒ其他ノ「ニトロチエルローセ」ハ百分ノ二十分以下ノ
水氣ヲ含マシメ別ニ水ノ入ラサル箱ニ堅ク詰メテ磨擦セサラシム

身体保護及衛生警察

ヘシ

激發物ヲ詰メタル箱ノ上ニハ其内ノ物質ニ從テ「焰硝」プルベルムニチヨン、「烟火製ノ物」「ドンドロ」、地雷火ハ「彈藥木綿」ト其上ニ記載スヘシ地雷火ヲ入レタル箱ニハ其外ニ製造所ノ店號又ハ商標ヲ記スヘシ

彈藥木綿ヲ入レタル箱ノ總目方ハ八十五「キログラム」焰硝「プルベルム」ニチヨン、「烟火製ノ物」又ハ「ドンドロ」ヲ入レタル箱ノ總目方ハ七十五「キログラム」地雷火管ヲ入レタル箱ノ總目方ハ三十五「キログラム」ヲ越ユ可カラス

第五條 激發物ヲ詰替及ヒ積卸ヲ爲スニハ火氣又ハ燈火ノ側ニテ取扱フヘカラス又吸烟スヘカラス

特ニ地雷火ヲ積卸スルニハ成ルヘク靜カニ之ヲ取扱ヒ激動セシムヘカラス故ニ其桶ヲ轉輾又ハ投擲スヘカラス

製造所倉庫内外ニ於テ爲サスシテ他ノ場所ニ於テ積卸ヲ爲スヘキハ警察官署ノ許可ヲ受ケ且其命シタル場所ニ於テ爲スヘシ

第六條 激發物入りノ箱ハ堅固ニ馬車ニ乗セ激動突衝ニ因テ落チサル様注意スヘシ特ニ桶ハ堅ニ置クヘカラス横ニ獸毛又ハ藁ノ上ニ置キ轉輾セサル様注意スヘシ

第七條 「ドンドロ」管「ドンドロ」製ノ物又ハ其他ノ激發シ易キ物ト同所ニ積卸スヘカラス

地雷火又ハ彈藥木綿ハ「焰硝」プルベルムニチヨン「烟火製ノ物」又ハ「ドンドロ」ト同所ニ於テ積卸スヘカラス

身体保護及衛生警察

第八條 十五「キログラム」以下ノ總目方アル管ニ入レサル硝磺又ハ三十五「キログラム」以下ノ總目方アル他ノ激發物ヲ運搬スヘキトハ第三條ノ外ニ其詰方及ヒ箱ノ上ニ記載スル規則ニ從フヘシ

第九條 激發物ヲ運搬スル馬車ハ荷物ニ蔽ヲ掛ケサルトハ馬車ノ上ニ天幕ヲ掛クヘシ

其馬車ニハ遠方ヨリ見分クヘキ黒地ニ白字ニテ「D」ノ字ヲ記シタル旗ヲ立ツヘシ

馬車ヲ停ムルニハ木柵ヲ用フヘシ氷上ニ於テハ鐵製ノ器械ヲ以テ運送スルコトヲ得レト木柵ヲ以テ停ムヘシ

第十條 三十五「キログラム」以上ノ總目方ヲ有スル激發物ヲ運搬スルモノハ豫シメ出發地ノ警察官署ニ通路ヲ示シ且其運送狀ヲ添ヘ

テ通知シ其検査ヲ受クヘシ

第十一條 激發物ヲ運搬スル馬車ハ火氣又ハ燈火ヲ置クヘカラス又ハ吸烟スヘカラス又ハ馬車ノ近傍ニ於テ火氣燈火ヲ置キ吸烟スルコトヲ禁ス

第十二條 激發物ヲ運搬スル馬車ハ徐カニ挽キ疾驅スルコトヲ禁ス又之ニ遇ヒタル他ノ馬車及ヒ騎馬人ハ徐カニ經過スヘシ

數輛ノ馬車ヲ以テ運搬スルトハ各五十「メートル」以上ノ距離ヲ以テ通行スヘシ

第十三條 激發物ヲ運搬スル馬車ヲ停メタルトハ常ニ看守スヘシ製造所、家宅、公立建築物ノ近傍ニ於テ馬車ヲ停ムルニハ百五十「メートル」以上ノ距離ヲ以テ停ムヘシ地雷火ニ在テハ四百「メートル」

身体保護及衛生警察

以上ノ距離ヲ以テ停ムヘシ

人家ノ近傍ニ於テ半時間以上馬車ヲ停ムルキハ以上ノ外ニ速カニ警察官署ニ届出ヘシ警察官署ハ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第十四條 激發物ヲ積ミタル馬車ハ汽車又ハ火ヲ用ユル器械車ヨリ三百メートル以上ヲ隔テ、止ムヘシ通路ト鐵道ト其方向ヲ同クスルカ爲メ又ハ鐵路ノ數多ナルカ爲メ以上ノ規則ニ從フコ能ハサルキハ管轄鐵道官署ニ届出ヘシ其官署ハ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第十五條 人家稠密ノ地ハ他ノ道ヲ通行シテ人家ヲ避クルコ能ハサルキニ非サレハ通行スヘカラス已ムコヲ得スシテ通行スヘキキハ其地ニ達スル前ニ地方警察官署ニ届出其命令ヲ待ツヘシ警察官署ハ通行スヘキ道路ヲ定メ他ノ馬車ト相遇ハサル様ニ注意シ且其地

ニ滞留セシメサラシメ他ニ危害ヲ加ヘサラシムヘシ

第十六條 荷卸ヲ爲スニハ第五條ノ規則ニ從フヘシ

㊦ 船舶運搬ノコ

第十七條 人ヲ航スル汽船ヲ以テ同時ニ激發物ヲ運搬スヘカラス但焔硝烟火製ノ物ハ船ノ相圖ニ用フル分量ニ限り乗載スルコヲ得

第三條ノ取除ハ亦タ本條ニモ適用スヘシ

第十八條 第四條第五條ノ一項二項第十條及ヒ第十六條ハ亦船舶運搬ニモ適用スヘシ積卸ハ止タ警察官署ヨリ定メタル場所ニ於テ爲スヘシ其場所ハ成ルヘク人家ヨリ距離アル所タルヘシ

船積場ニハ衆人ノ通行ヲ禁スヘシ夜中積卸ヲ爲スヘキキハ高ク堅牢ニ建タル燈臺ヲ用フヘシ

身体保護及衛生警察

激發物ヲ入レタル箱ハ船積ヲ始メサル前ニハ船積所ニ運搬スヘカ
ラス

第十九條 激發物ハ船中釜ヨリ隔リタル場所ニ於テ繩ヲ以テ積卸ス
ヘシ小舟ヲ以テ積卸ヲ爲スニハ舟ニ天幕ヲ蔽フヘシ

激發物ヲ積ミタル近傍ノ場所ニハ「ドンドロ」管火繩ヲ積ムヘカラ
ス激發シ易キ物ハ同時ニ積込ム可カラスト雖モ釜又ハ賄ニ供スル
薪炭引火奴等ハ此限ニ在ラス

是等ノ者ハ火ノ點セサル容易ニ水ヲ濺キ得ヘキ場所ニ貯フヘシ
内地ノ航行ニ於テハ遠方ヨリ見分クルヲ得ル黒地ニ白字ニテ「P」
ヲ記シタル旗ヲ其船ニ建ツヘシ

第八條ノ規則ハ船舶運搬ニモ適用スヘシ

第二十條 其他船舶運搬ハ左ノ規則ヲ遵奉スヘシ

一 人家稠密ノ地ニ沿テ航行スルニハ陸地ニ定メタル規則ニ從フ
ヘシ

警察官署ハ先ツ通行人ヲ禁シテ航行セシメ橋梁ノ下ニ滞在セシ
メサル様注意スヘシ繁昌ナル郷邑ニ於テ狹キ水路ヲ航行スルニ
ハ時トシテハ全ク之ヲ禁スルヲ得

二 船橋又ハ水閘ヲ航行スルキハ前以テ其看守者ニ船ノ大小ヲ届
出ヘシ

三 鐵路ヲ架シタル橋下ヲ航行スルニハ第十四條ノ規則ニ從フヘ
シ

四 船舶ヲ繋クニハ衆人ノ通行セサル場所ニ於テ爲スヘシ
身体保護及衛生警察

通航前ニハ常ニ警察官署ニ届出ヘシ官署ハ通航ノ場所時間ヲ定

メ且相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第二十一條 激發物ヲ積ミタル車ヲ渡航スル船ハ同時ニ他ノ馬車又

ハ乗客ヲ渡航スヘカラス

⊙ 汽車運搬ノコト

第二十二條 激發物ノ汽車運搬ハ別ノ規則ヲ以テ定メタリ

二 激發物販賣

第二十三條 激發物ヲ販賣セントスル者ハ警察官署ニ届出ヘシ

第二十四條 十五歳以下ノ者ニハ激發物ヲ賣ルコトヲ禁ス

第二十五條 焰硝「プルベルムニチヨン」烟火製ノ物及ヒ「ドンドロ」ハ

一「キログラム」以上ノ分量ニテ其他ノ激發物ハ其分量ニ拘ハラヌ

購求者ヲ熟知シテ其濫用セサルコトヲ知りタル者ニ非サレハ之ヲ販

賣スルコトヲ禁ス購求者ヲ知ラサルキハ警察官署ノ證書ヲ以テ購求

スルニ非サレハ販賣スヘカラス地雷火彈藥木綿及ヒ第二條ニ掲ケ

タル激發物ハ毎ニ警察官署ノ證書アルニ非サレハ販賣スヘカラス

警察官署ハ證書ヲ交付スル前ニ激發物ヲ使用スル法及ヒ之ヲ保存

スル場所ヲ聞糺シ且時トシテハ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

地雷火管ニハ地雷火タルコト及ヒ製造場ノ店號ヲ記スヘシ

第二十六條 激發物ヲ製造又ハ販賣スル者ハ一「キログラム」以上ノ

分量ノ焰硝「プロベルムニチヨン」烟火製ノ物及ヒ「ドンドロ」賣買ニ

付キ及ヒ其他ノ激發物ノ賣買ニ付キ簿冊ヲ備ヘ置クヘシ

其簿冊ニハ買受人ノ氏名及ヒ證書并ニ賣却ノ月日分量ヲ記スヘ

身体保護及衛生警察

シ

其簿冊及ヒ第二十五條ノ證書ハ警察官署ノ求メニ因リ何時ニテモ之ヲ檢閲セシムヘシ

三 激發物ヲ貯フルコト

① 焰硝「プルベルムニチラン」及ヒ烟火製ノ物「ドンドロ」

第二十七條 焰硝「プルベルムニチラン」及ヒ烟火製ノ物「ドンドロ」ヲ販賣スル者ハ左ニ掲クル分量ヲ貯フルコトヲ得

一 店舗ニ於テ「キログラム」以下

二 家屋内ニ於テハ其外ニ五「キログラム」以下

是ヨリ多量ヲ要スルコトヲ證明シタルハ平常ニ「キログラム」以下臨時十「キログラム」以下ノ分量ヲ増シ貯フルコトヲ得

是等ノ激發物ハ屋根下ニ於テ烟筒ニ通セサル場所ニ貯フヘシ

其場所ハ平常密鎖シ燈火ヲ以テ其内ニ入ルヘカラス其箱ハ第四條

第一項ニ因リ之ヲ製シ密封スヘシ

第二十八條 前條ニ掲ケタル者ニ非スシテ「キログラム」以上ノ分量ヲ貯ヘントスル者ハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第二十九條 第二十七條ニ掲ケタルヨリ多量ヲ貯ヘントスルニハ家屋ノアラサル地ニ於テ倉庫中ニ貯フヘシ其倉庫ハ警察官署ノ檢査ヲ受クヘシ軍用ノ倉庫ナルハ警察官署ト軍事官署ノ檢査ヲ受クヘシ

倉庫ノ鑰ハ官署ニ預ケシムルコトヲ得

城寨中ノ火藥庫ニハ本條ヲ適用スヘカラス

身体保護及衛生警察

第三十條 製造所又ハ消費所ニ貯置クニハ第三十一條ノ規則ニ從フヘシ

㊦ 其他ノ激發物ノ一

第三十一條 第二條ニ掲ケタル激發物ハ止タ製造所ニ於テノミ地雷火及ヒ「ニトロチユルローセ」ハ製造場内ニ於テハ止タ營業ノ爲メ之ヲ直チニ消費スル場所又ハ倉庫ニ貯フ可シ

製造所ニ貯フルニハ之ヲ許可(營業規則第十六條)スルヲ命シタル制限ニ從フヘク若シ制限ナキハ警察官署ノ制限ニ從フヘシ
消費所又ハ倉庫ニ貯フルニハ警察官署ノ許可ヲ受ケ其命令ニ從フヘシ

軍用ノ爲メ貯フルニハ其倉庫ニ於ケルカ如ク軍事官署ノ許可ヲ受

クヘシ(第二十九條)

倉庫ノ鑰ハ官署ニ預ケシムルヲ得

四 罰則

第三十二條 此規則ニ背ク者ハ獨逸刑法第三百六十七條第五ノ罰ニ處セラルヘシ

五 末則

第三十三條 激發物ノ軍用ニ付運搬ニ係ル規則及ヒ激發物ヲ積ミタル港内處分規則ハ其效ヲ存スヘシ又激發物ニ關スル外國ノ條約モ亦同シ

第三十四條 此規則ハ千八百七十九年十月一日ヨリ效力ヲ有ス可シ

○ 硝磺ヲ火藥庫ニ貯フルニハ千八百五十三年七月廿一日ノ縣廳布達

身体保護及衛生警察

ニ從フヘシ

一 商人及ヒ其他一己私人ノ焰硝ヲ政府ノ火藥庫ニ貯フルコト
 商人其他一己私人ノ焰硝ヲ政府ノ火藥庫又ハ陸軍所用地ニ在ル
 場所ニ貯蓄スルニハ城塞ノ地及ヒ大砲隊用ノ器具ノアル地ノ爲
 メ内務卿ト陸軍卿ト協議シテ公安ヲ圖リ政府火藥ニ危害ヲ加ヘ
 サラシムル目的ニテ後來ハ司令長官又ハ大砲隊用器具ヲ監督ス
 ヘキ軍事官署ノ看守ニ付シ其所分ヲ受ケシメタリ之カ爲メ陸軍
 卿ハ大砲隊用ノ器具監督官ニ火藥庫及ヒ其他ノ場所ノ鑰ヲ保存
 セシメ且火藥出入ノ時ハ官吏ヲ立會ハシメ火藥庫ノ爲メ必用ナ
 ル處分ヲ爲サシメタリ又火藥ヲ預クル者ハ火藥庫ノ規則ニ從フ
 ヘシ且修繕費ヲ負擔スヘシ

大砲隊用ノ器具監督官ニ於テ屢々火藥庫ヲ開クノ混雜ヲ避ケン
 カ爲メ軍事及ヒ警察官署ハ火藥庫ヲ開ク期日ヲ定メテ火藥寄托
 者ニ公告シ其期日ニ火藥ヲ取出サシムヘシ併ナカラ寄托スヘキ
 火藥ハ期日ヲ待タス速カニ之ヲ火藥庫ニ入ルヘシ地方警察官署
 ハ火藥庫ヲ開キタルキ其分量及ヒ其積方ヲ檢閲スルモ勝手タル
 ヘシ

二 私立火藥庫ニ火藥ヲ貯フルコト
 私立ノ火藥庫ハ建築警察規則ニ從テ之ヲ建築シ避雷柱ヲ設ケ且
 左ノ規則ニ從フヘシ

① 貯蓄法

一 火藥ハ堅固ナル桶ニ入レ「フース」半壁ヨリ隔テ且桶ト桶ト
 身体保護及衛生警察

ノ間ニ木材ヲ以テ隔絶ヲ爲シ貯フヘシ最下ノ桶ヲ動カサ、ラシメ且上ノ桶ノ落ちサル爲メ桶毎ニ其端ヲ地ニ埋メ又桶ノ上下及ヒ横ニ棧ヲ付ケ動搖ヲ防クヘシ

二 管ニ入レサル焰硝桶ハ五箇ヲ積重子其目方一「セント子ル」ニ至ルコトヲ得併ナカラ管ハ三桶ヨリ多ク積ムヘカラス何トナレハ管桶ハ其目方甚々重ク取扱上不便ナレハ危害ヲ生セシメ易キヲ以テナリ若シ箱ニ詰メタル管ナルキハ五桶ノ高サニ積重ヌルコトヲ得レバ桶毎ニ餘地ヲ設ケ空氣ヲ流融セシムヘシ

其他火藥ハ庫内一面ニ平當ニ積重子互ニ高低スヘカラス

三 火藥桶ヲ積ムニハ順次段ヲ設ケテ積立ツヘシ最下ノ二段ハ平當ニ積ミ二段目ヨリ段ヲ設ケ三段目ヨリ四段目四段ヨリ五段目

ニ積重子桶ヲ動スルハ獸毛ヲ其下ニ延クヘシ
最上段ノ一隅ヲ空虛ニスヘシ

㊦ 火藥庫ノ内部

四 火藥庫内ノ通行路及ヒ階梯ハ獸毛ノ莖ヲ延クヘシ

五 床板ヲ設ケ棚ヲ懸クルニハ木又ハ銅ノ釘ヲ用フヘシ已ニ用ヒタル鐵釘ハ庫掃除ノ帀布ヲ以テ之ヲ蔽フヘシ

六 扉ニ附着スル鐵物鎖錠等ハ互ニ摩擦スル場所又ハ人ノ踏ム場所ニ於テハ盡ク「ブレッッキ」ヲ以テ包ムヘシ又蝶番ヒモ亦銅ヲ用テ包ムヘシ

七 庫内ノ明り取り又ハ空氣取りノ窓ハ銅製ノ綱ヲ用フヘシ已ニ鐵綱ヲ用ヒタル者ハ銅綱ニ換フヘシ床下ニアル風窓ハ鐵ヲ用フ

身体保護及衛生警察

ルモ妨ケナシ

八 鑰、捻リハ眞鑰ヲ以テ作ルヘシ

九 検査窓ハ外ヨリ開クヘク且内ニハ光線ノ反照物ヲ設ケ暖晴ノ日之ヲ開キ出入口ヲ開クニ及ハス且外ヨリ危害物ヲ投擲スルコト能ハサルヘク作ルヘシ

⑤ 通則

十 火薬庫内ニ於テハ火薬桶ノ出入ヨリハ他ノ手業ヲ爲スコトヲ許サス故ニ火薬ヲ袋ニ出入シ桶ヲ開鎖シ木ヲ伐リ或ハ鑿錐ヲ使用スル等ハ火薬庫外ニ於テ五十歩以上ヲ隔テ、之ヲ爲スヘシ

十一 火薬庫内ニハ火薬ヲ出入スルニ必用ナル者ニ限り出入ヲ許シ且之ニ出入スル者ハ相當ノ看守者アリテ之ヲ監督スヘシ

十二 火薬庫内ニ入ル者ハ羅紗靴ヲ用ヒ其他ノ危害物則チ引火奴、鋼、石、海綿、鐵、小刀、吸烟器等ハ火薬庫外ニ置クヘシ羅紗靴ハ足ニ適シ歩行ノ時脱セサルヘシ且火薬庫内ニハ常ニ之ヲ備置クヘシ

十三 火薬庫ヨリ桶ヲ出入スルニハ木綿製ノ繩ヲ用フヘシ決シテ桶ヲ轉輾スヘカラス

十四 桶ヲ繩ヨリ解キタル時ハ葎物ノ上ニ置クヘシ其桶ヲ開クニハ木製ノ器具ヲ用ヒ火薬庫ヨリ百歩隔タル所ニテ開クヘシ且之ヲ開ク前ニ其場所及ヒ繩ノ塵埃ヲ掃除スヘシ火薬桶ヲ鎖スニハ以上ノ外ニ仍ホ蓋ノ間ニ落タル火薬ヲ掃取ルヘシ

火薬桶ヲ火薬庫内ニ入ル、前ニハ亦丁寧ニ砂石等ヲ掃取ルヘ

身体保護及衛生警察

十五 火藥ヲ曝晒スニハ一度ニ多量ヲ持出シ天氣ノ變シタル時再
シ
ヒ火藥庫ニ入ル、ノ混雜ヲ爲スヘカラス天氣ノ變シタル時ハ
火藥ヲ入レタル後直ニ空氣窓及ヒ出入口ヲ閉シ全ク空氣ノ流
通ヲ遏ムヘシ

十六 火藥ノ塵埃ヲ取り又ハ之ヲ撒布スルコトハ成ヘク見合スヘシ
已ムコトヲ得サル時ニハ刷毛ヲ以テ撒布シタル火藥ヲ掃寄せ手
ヲ以テ入ルヘシ

十七 火藥庫内ノ通行路及ヒ階梯ノ莖物ハ時々及ヒ火藥ヲ出入ス
ルニ用ヒタル莖物ハ其都度火藥庫ヨリ百歩以上ヲ隔テ、掃フ
ヘシ之ヲ掃フニハ火藥庫ノ風下ニ掃フヘシ

十八 私立火藥庫及ヒ其内ニ貯ヘタル火藥ハ地方警察官署ニテ之
ヲ監督シ此規則ヲ遵奉セシムヘシ

火藥運送船ノ看守者ヨリ催促ヲ受ケ仍ホ燈火ヲ消サ、ル水夫八十
五「マルク」以上六十「マルク」以下ノ罰金ニ處スヘシ（千八百四十五
年七月十一日ノ縣廳布達）

水陸運搬ノ時其看守者ヨリ催促ヲ受ケ仍ホ火ヲ消サ、ル「テール」
製造場鍛冶場麵麩場其他火ヲ要スル製造場ノ所有主ハ三十「マルク」
以下ノ罰金ニ處スヘシ但シ其通路ヨリ四百歩以内ニ在ル者ニ限ル
（千八百五十四年六月十四日ノ縣廳布達）

警察官署ノ許可ヲ得スシテ人家アル地又ハ群集スル地ニ於テ發砲
スルカ又ハ他ノ激發器ヲ用フル者ハ百五十「マルク」以下ノ罰金又

身体保護及衛生警察

ハ拘留ニ處スヘシ(獨逸刑法第三百六十七條第八)

火藥其他ノ激發物ヲ製造スルニ付キ其命令ニ從ハサル者ハ百五十
「マルク」以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス可シ(獨逸刑法第三百六十七條
第一)

大砲隊ノ演習ノ時用ヒタル管又ハ射的ニ用ヒタル彈丸ヲ竊取シタ
ル者ハ一年以下ノ禁獄又ハ九百「マルク」以下ノ罰金ニ處スヘシ(獨
逸刑法第二百九十一條)

發見シタル大砲ノ管ハ軍事官署ニ差出シ一封度毎トニ「フエン
ニヒ」ノ賠償ヲ受クヘシ(千八百三十七年一月廿三日ノ縣廳布達)
火藥ニ係ル諸罰則ハ火藥木綿及ヒ其製造物ニモ亦適用スヘシ(千
八百四十六年十一月六日ノ布達)

磷酸性製造場内ノ疾病ヲ豫防スル爲メ商務卿ヨリ發シタル處分法
ヲ適用スヘシ(千八百五十七年十一月十六日ノ縣廳布達)

磷酸性ノ激發物ヲ保存スルニ付キ千八百六十三年四月十五日ニ縣
廳ヨリ左ノ布達ヲ發シタリ

有毒物其他ノ飲食物トヲ分別シテ販賣セシムル千八百五十年八月
十日ノ布達ニ因リ商店ニ於テ磷酸性ノ激發物ヲ輕卒ニ取扱フヨリ
生スル危害ヲ豫防スル爲メ千八百五十年三月十一日ノ警察規則第
十一條ニ從テ左ノ條々ヲ布達ス

一 飲食物ヲ同時ニ貯フル商店及ヒ倉庫ニ於テハ磷酸性ノ激發物
ヲ密閉シテ貯フヘシ

二 磷酸性ノ激發物ヲ納メタル箱ノ下又ハ其近傍ニハ飲食物ヲ貯
身體保護及衛生警察